

第二章

農事契約に關するオリエンテーショ

借地契約、歩合契約、請負契約、無償貸借契約等

判部 一方他法の規定や慣例、その他野に於ける庄屋主の義務に關してオリエンテーショ
付の取組と第二章では農事契約に關する解説を行なつておる。

この章で取扱う農事契約者は、その他法上の権利を分ちておる場合以外、すなわち従業員
以外の者であり、雇用人の雇ひ主である。

従つて、雇用人、被雇用人といふ言葉は使わず、貸地主、借地人、歩合地主、歩合農家、請負人
無償貸手、無償借手といふ言葉が用いられる。

第三章

農事契約

農事契約の通称、土地法と関係する法律第4,947号及びその施行規則の附則第
59,566号に含められた規則に従つておる。この法律に含められた事項は、民法と比べて行なはる。

農事契約とは、その内容が農作物の栽培、天然資源の保存及び、
借地人、歩合農家の社会、経済的保護が文面又は口答契約の中に記されておるもの
である。又借地人又は歩合農家の法的権利又は利益を放棄する行為は認められない。

1. 契約及び天然資源保護の期間

1966年11月14日付通知第59,566号の第1条では、その第1項に“天然資源の保存
を目的とする規則に従つておるもの”といふ項目がある。

— 土地法第95条第1項(b)及び第96条第1項(b)に於ける最低期間

— 借地人の場合 短期作又は中小農家による農産物、またはその場合の歩合農家に於ける期間

— 永年作又は大農による農産物の飼育、再飼育、肥育又は採集の場合 5年間

— 植林事業の場合 7年間

天然資源の保護に關しては更に森林法に合する規定の遵守、及び同法の各地方で行なはるる集約的又は粗放的の各種の開墾方法に對して許容する農耕方法の遵守が定めらるる。

2. 社会上、經濟上の保護

借地人及び歩合農家の社会面、經濟上の保護については、貸地主と歩合地主の間の事項を要約してはならぬと定めらるる。

- ~ 借地人又は歩合農家により惡徳の債務提供
- ~ 貸地主又は歩合地主による作物の独占買上り
- ~ 貸地主又は歩合地主が指定する特定工場での生産物精製の義務
- ~ 貸地主又は歩合地主が指定する倉庫への貯蔵の義務
- ~ 歩合農家に對し現金以外の方法（手形、倉庫券）での労務代金の受領。

収穫物に關しては、合計前記の明らかなる前に、一方の一方の組合がその比は出資、歩合農家がその比は収穫の開始時期、収穫物の配分と行なう時期と地主側に定めらるる。

3. 契約書に合する中々ならぬ事項

テクニクが59.566号にも記して契約に於ける事項を合する中々ならぬ。

- a) 契約開始の場所と日付。
- b) 契約書の完全な氏名及び住所。
- c) 貸地主又は歩合地主の内容：法人の場合に取締役、登録資本、定款の日、他人の場合に身分証明書の控及登記番号、因務及び設備未償の額及び重估（地主、所有者、税関）
- d) 借地人又は歩合農家の特性（他人及び法人の場合）
- e) 契約の目的（借地又は歩合）農作物の控及歩合農家利用の目的
- f) 農地の証明、MERA 登録番号（登録申請、登録証明、～の中の農地税額控及控及記載して）
- g) 耕地の由緒（所有農地内の場所、境界線、隣接地所有番号、1/2000表示の面積）施設控（建物及び施設）特殊器具、車輛、取扱器具、家畜その他の財）
- h) 契約の期間、借地料又は収穫物及び利益の配分条件、その方法と支払時期を明記する

- i) 天然資源の保存及び採採方法に関する義務。
- ii) 契約上生じた義務の履行の場所及び裁判所の選択
- iii) 契約者及び代理人及び資格のある第三人の署名。

4. 借地及び歩合契約の二つの差異

後述の第二章及び第三章における借地及び歩合に関する契約のモデルを紹介するところから、この前記の二つの類型は二つの形式の中にある一部の差異を明らかにしている。

a) 借地契約においては借地料を明記する金額で示す中、地主と借地人との間では現金でいくらかの金額が協定される。これに反し歩合契約では明記する金額は示さず、契約双方は契約に定められた方法により、収穫物を分配する。

b) 借地契約においては地主は管業上のリスクに参入しない。農耕地又は牧場で貸貸しに過ぎない。これに反し歩合契約では地主も歩合農家と共に管業上のリスクに参入する。この方法では地主と歩合農家は共同形式であり、利益も又損失も両者が負担する性質のものとなる。

c) 借地契約においては地主が貸した土地の「使用」及び「利益享受」の権利を分けて、借地人は利用する権利をもち、地主は利益を借地人のものとする。借地契約に定められた借料を支払うのみである。

これに反し歩合農家は、土地の「使用」とともにその利益の一部を享受する権利をもち、農耕地で収穫された作物は契約又は現行法規に基づいて分割されることがある。

d) 借地契約の物件は農耕地と牧場に限られる。すなわち植付や伐採の土地の賃借又は牛の飼育や肥育の土地の賃借であるからである。

これに反し歩合の形式は伐採、飼育、再飼育、肥育の土地の賃借や、家畜の採採採取の仕事に用いられる場合がある。

第二章 借地契約

1. 借地契約の定義

表地の借地契約は、一人が他の人に対し表地の一部又は全部を所有する部分で、施設の有無にかかわらず、一定の期間又は無期限に、耕作、牧畜、アビイシツリ、採集、又はその他の混同の目的で、法上是以上の限度を遵守して借料を付するに於て、貸与する契約をいう。

a) 貸地主は、賃借料を徴する地主をいう。

b) 借地人は、一表地又はその一部を賃借料により受取たる人、又は親族として代表する者たるをいう。

c) 下請借地契約は、借地人が第三者に対し、借地契約における義務と権利の一部又は全部を移転する契約をいう。この場合借地人（表地中の耕地を借与する後日第三者は賃借料を）は、貸地主の性格をもつ者に於て。

以上が借地契約、貸地主、借地人及び下請借地契約の定義である。

次に民法第95条に合致する借地契約の主要規制を述べらる。

2. 表地借地契約の規制

表地の借地契約の規制は、民法第95条に於て定められており、

- 1) 借地契約の期限は短期の耕作作物の播種と含有最後の収穫後とする。不可抗力による収穫が遅れる場合、その期間は同様の条件下において収穫の完了の日まで延期する。
- 2) 無期限の借地契約は(1)の条件を争い、3年を経過した時点で契約の存続を争うことができる。
- 3) 借地人はその収穫が契約期間内に行われず耕作を開始する場合に於て、期間超過分の借料を支払う法に拘り、及びかかる地主との間に話し合をなすことが認められる。
- 4) 第三者は同様の条件下の場合、借地人は借地契約更新の優先権を持つ。この地主は、契約終了の6ヶ月前に借地人に於て、借地希望者に同様の通知をしなければならない。この通知は公平な方法でかつ後30日間以内に正式に登記した書面を以てし、契約の放棄又は新規の契約の申込みが表明される場合、契約は自動的に消滅するものと考慮される。
- 5) 地主は契約終了の6ヶ月前に自己の直接経営又は他の経営者の経営と行おうとする。

地主返還を意向を表明した場合、前項の保証が借地人の権利を消滅する

- 6) 地主の同意がない場合、土地を又貸しすることはできない。他人表現を用い、地主の承諾による正式の許可がある場合は、借地契約に付随する権利と義務の全部又は一部を第三者に貸し出すことができる。
- 7) 借地契約の条件及び借地人の権利が尊重されることを前提とした場合、貸し手は土地を他の代替地に変更することができるという一項の契約の中に追加の許可がある。
- 8) 借地人は契約の条項によらず、自己が行った必要の有効な施設の補償を要求する権利を持つ。又地主が合意する場合に借地人が自費の工作に施設を補償する。この場合、状況下で有効な必要の施設を補償が行われない期間中は、借地契約及びその項の条件下において土地に留り、付随する権利を享受することができる。
- 9) 何種、何種、及び高使用表面の貸付契約に於いて、その返還条件が明らかでない場合は、借地契約の終了又は解消の時点で同種、同種、及び同価値のもの返還する義務がある。
- 10) 借地人はその原因を作った場合は、その損害を賠償する責任を持つことになる。これは、契約の物件である土地に発生する問題の解決後、旧工事には地主が援助しなくてはならない。
- 11) 借地契約の条項の事項は、合意がなければならず、
 - a) 借地料の限度又は支払方法と現金又はそれに相当する收穫物の量と明らかでない。
 - b) 借地契約の最低期間及び各年の耕作形態とそれに伴う契約有効期間と設定の。
 - c) 話し合いによる契約の変更が認められる。
 - d) 契約の消滅又は解消の方法。
 - e) 借地中に施設工作の際、その権利と補償の方法。
- 12) 借地料は、その支払形態によらず、契約に合致する施設を含む土地全体の価格の15%を超えてはならない。但し借地契約が局部的なものであり、高収益の耕作による表土の目的と耕作の選択が借地人の耕作対象と異なる場合は例外がある。この場合の借地料は上記限度を30%を超えてはならない。

地主の義務

地主は次の義務を負う。

- a) 定款の不在期日、又は利用目的及び土地の習慣に従い、契約の物件の農地を借地人に譲り、
- b) 全契約期間中、貸与した土地の使用に、その土地の得る利益の享受を借地人に許し保つた
- c) 契約期間中、農地の耕作に必要とする、及び「抽揚」を行つた
- d) 特にその支払方法は定款にない限りは、その、税金、税金その他契約の物件の土地に賦課するもの負担金を支払う

4. 借地人の義務

地主の場合と同様に借地人も次の義務を負うこと。

- a) 取決の不在方法、期日及び場所を耕作に借地料を徴収し支払う
- b) 話し合ひによる踏踏の了解による土地の利用に、自らの所有物の場合と同様の注意を以て、契約の定款に使用目的を定めた結果を、
- c) 土地の所有に影響を及ぼす不穏な事項や妨害行為及び、農地の利用に妨害を及ぼす不穏な保全工事の実施に必要とする事項を正しく地主に報告する。
- d) 定款事項は定款にない限り、契約期間中、借地人が農地内に必要とする行為を行つた
- e) 契約終了時定款にない限り、普通の状態を以て自然に老朽化を除去し、借地料と同様の附帯物と添付した土地を返還する。

借地人は耕作地として、施設、器具、取扱、工具その他地主が許した耕作に必要とする、その使用方法が粗悪な結果を生じ損害を及ぼす責任を担うこと。

5. 借地契約の形式

借地契約の1例として「借地法、民法、民法、その他、作物の耕作」の借地契約の例。

借地契約

_____ 以下地主と称す。と _____ 以下借地人と称す。は次の条件に
つて契約を締結する。

- 1) 地主は _____ 所に所在し、INRA 定件番号 _____ の土地 _____ ㎡の
面積を有する _____ 農地の所有者である。次の条件に依り借地人にこれを
貸与する。

- 2) 本契約の物件は、本来は地主が農地を耕地として利用し、借地人はその耕作のために利用し、水灌漑を必要とする。
- 3) 本契約の期間は、____年____月____日より____年____月____日までとし、契約終了の際、借地人は借地権を行使し、同様の条件で土地を返還するものとする。
- 3.1) 本契約は、双方が都合よく、同様の契約条件と折戻金条件とし、更に____年間延期するものとする。
- 4) 借地人は借地料として____を支払う。
- 4.1) 借地人の収蓄物は地主に担保の保証物件とする。
- 5) 借地契約の履行において、第三者の行為により損害が生じた場合は、借地人は賠償責任を負うものとする。地主は、民法上、又は契約上起り得る権利主張に損害賠償責任を負うものとする。
- 6) 当該借地契約は、公害防止法、安全法、借地人、負担金、公共の利益の履行に、関連するものとする。
- 7) 借地人は地主の許可なく、契約の物件の土地の全部又は一部を貸し、又は下請けするものとする。
- 8) 地主は、収蓄物の盗害、除害、降霜、又はその他不祥の事項による損害の発生に責任を負担する。又借地人は、本借地契約の物件の土地に必要とする損失の防止や、地力の回復に協力するものとする。
- 9) 契約者双方は、本契約の執行に、公正な裁量判断の場所として____司法官裁判所に選ぶものとする。本契約の事項に、或る場合には、現行法令に基づき補充するものとする。

以上の事項を契約し、右の証人立会のもとに同文二部を署名す。

____年 月 日

証人	署名	貸地主	署名
証人	署名	借地人	署名

注) 契約者双方は、現行規定の枠内の上記の事項を遵守するものとする。

借地契約の作成は、本契約に注意して行われなければならない。

~ 契約の書はサイン印刷を3部作成し、公証役場にて登録し、4部中1部は地主、1部は借地人が持有し、1部は公証役場が保管する。2名の故
1 立会の上で署名と捺印を以て重要事項とする。

6. 牧場の借地契約の形式

農耕の場合と牧場の場合、借地契約は若干の相違がある。以下は借地契約の例である。

牧場借地契約書

_____、以下地主と称す、及び _____ 以下借地人と称す、は次の条項と
も以下借地契約を締結す。

- 1) 地主は _____ 郡に所在し、INCRA No. _____ の登録番号を持する _____ 農場の
名称を持する農地の所有者である。本契約は、借地人と称する契約相手方に対し、以下
農地を貸与す。
- 2) 本契約の物件は (1) に記述した農地内の _____ 部分に自儀とし、借地人は同一
地上 _____ 項を有する牛の肥育用牧場として用いようとする。
- 3) 本牧場の借地契約の期間は _____ 年間とし、契約締結の日 _____ 日より、
契約終了の際に借地人は、何の通告もなしに、地主に対し借用した牧場を返還
するに誓約す。
- 4) 借地人は借地料として _____ を支払う。
- 5) 本契約によつて貸与された土地は家畜の飼育を目的とし、借地人は何ら方法
によつてその使用目的を変更する事は出来ず。
- 6) 借地人は本契約の物件の土地を一旦し、肥育に適用する条件であることを確認し、
同時に借用地工場の柵が良好な状態にあることを確認す。
- 7) 牧場の維持管理は借地人の負担において行なわれ、又必要と認めらるる
経費支出は地主が医薬品、予防接種、その他家畜の飼育に必要とする経費を負担し、
地主はそれらの経費負担の義務を受けるものとする。
- 8) 本借地契約の範囲外で行なわれようとする者の書面による承認は借地人
に帰するものとし、地主は民法上、又刑事上起る権利の主張は借地人の責任
を負うものとする。

- f) 余面の又は部分の耕作の放棄
- g) 法に是れを義務事項とする場合
- h) 借地人が法の義務に違反するが、其の上は義務事項に重大な反則を犯す場合
- i) 又その旨は裁判官が事実上完全に認め、現行法規に照らして借地の返還を命ずる

8 借地契約の消滅

土地法典による七次の場合借地契約の消滅事由

- a) 契約の期間又は更新期間の終了
- b) 土地の返還
- c) 借地人が借地用土地を踏入る場合
- d) 契約の破棄
- e) 地主の権利の消滅する場合
- f) 契約を解消せしむる不可抗力の理由がある場合
- g) 控訴が許す小規模判決の場合
- h) 農地の損失
- i) 農地の全部又は一部の接収
- j) 法に是れを以てその他理由

借地契約の締結は家族の長の死亡の場合にも、その家族の中に其の長を継ぎ契約の履行を継続出来るものが居る場合は家族の死亡が契約の消滅の理由とはならない。

第五章 農業歩合制度

1. 歩合制度の定義

歩合制度とは、農耕、牧畜、アグロインダストリー、採集事業、又はこれらの混合事業及び(又は)飼育、再飼育、肥育のいずれかの業務の引渡し、又は動物等への飼料採取等の作業に、農業における不測の事態に不可避なリスクを分担し、その収穫物又は事業収益を、法の定むる限度内において分配することを目的として、施設又は他の財産有無にかかわらず、農地の全部又は一部の利用を行わせることを条件としてなされることを義務とする契約をいう。

- a) 歩合地主(権利の譲渡者)とは、歩合を分与する例にあつて、土地所有者である場合もあれば、地主を分与する例にあつて、
- b) 歩合農家(権利の譲受人)とは、歩合制度による農耕を行わせることを目的として農地を耕作し、収穫を他人又は農家を代表して利益を得る。農耕に従事する例の農家である。

2. 農業歩合制度の基準

借地契約の場合と同様に農業歩合制度にも争点となる基準がある。以下に農業歩合制度を規制する一連の基準を示す。

- 1) 歩合制度の契約期間は、双方にお互にこれを行わせることなしに限り、最低限3年間は、借地契約の基準(1)に定められた、未だ収穫を完了する権利の歩合農家に保証する。
- 2) 契約を行つた後にも、地主が自己の負担に直接営農する意思のない場合、歩合農家の農家と同等の条件下で契約更新を希望する限り、新期歩合契約の優先権を持つ。
- 3) 農家の飼育に関する営農は特別の協定がない限り、歩合農家の例に準じて行う。
- 4) 地主は歩合農家が農地に居住出来ることを保証し、その家族等用として恒久的な居住用、菜園や小規模の畜舎飼育のための土地を提供する。
- 5) 農業歩合契約(農耕、牧畜、アグロインダストリー又は採集)に関する条件が含まれる。
 - a) 施設等物の種類、及び歩合農家に分与する利益に便宜に応じて、収穫物分配の際の地主の受取割合の限度。
 - b) 各農業活動に及ぶ最低契約期間。

- c) 取戻しによる契約更新の権利
 - d) 契約の解消の方法
 - e) 地主の同意に基づく歩合農家による行方不明な施設の改良に対する補償、及び計画的な施設、施設、栽培器具、及び農器の備へ取扱いの発生による損害に対する賠償義務
 - f) 配分される収穫物に關する権利
- 6) 歩合制度における地主側の収穫物配分率は次の順で定められる。
- a) 単に新地のみで行方不明の場合 10%
 - b) 整地された土地に居住する場合 20%
 - c) 基本的な一連の施設（肥料、電気、作業場、家畜浴場、柵、家畜飼育舎、羊の施設）を備へた土地の場合 30%
 - d) 整地された土地に（c）項に述べた一連の施設を有し、更に栽培管理の仕方の指導、種子、高収用家畜の提供、又は歩合の場合に歩合契約の目的として家畜の20%の飼育用家畜を提供する場合、50%
 - e) 極度の粗放牧畜地帯に飼育用家畜の飼育家畜の20%以上の畜、生産力向上の指導等、及び売却する家畜一頭あたり最低5%のコミッション制度を採用している場合 75%
 - f) 地主は上に述べたいずれの形式においても、歩合農家に提供する労務及び肥料等の中で、歩合農家の利益率の割合に相当する金額を常に徴収することができる。
 - g) 上の各項目に該当しない場合、地主の配分率は歩合農家の収入の減額による施設の増設又は減の価格の最高10%とせらる。
- 7) 法律上の基準が存在しない場合、農業、牧畜、農牧、トウモロコシ、又は採集産業に於いても借地契約に關する基準が適用される。

3. 歩合制度における地主側の義務

- 地主側は次の義務を有す。
- 1) 歩合農家に對し、契約物件の土地に、定められた期間又は地主の習慣に従って耕作。
 - 2) 契約期間中、分与に土地の便益の利益享受を保障する。

- 3) 契約の期間中、土地にはおこなふ事とそれより担保金と事を行ふ
- 4) 他の方法が取決らば土地の場合、歩合割度下で引渡した土地はかかる期間、税金等その負担金に支払ふ。
- 5) 歩合割家が農地内に居住する場合は、従来の居住先及び菜園、小規模な果樹園等のために必要とする土地を有する。
- 6) 特に取決らば別の場合、家畜の飼育にかかる経費と負担する。

4. 歩合割家の義務

歩合割家の次の義務を有す。

- 1) 地主と定む規定の期日及び取決らば土地中に於て地主の便宜を引渡す。
- 2) 取決らば又踏踏の了解のむに、農地を自己の所有物の如くに大事に使用す。契約に定むる使用目的を變更するべからず。
- 3) 土地の所有を妨げやむ問題及、早急に改善を要する工事の必要性を地主に直ちに通知す。
- 4) 契約の期間中、之に及ぶ事項の無い限り、有期かつ必要を改良を行ふ。
- 5) 契約の終了に於ては、通常の使用とあつて自然の消耗の場合を除き、受取つた時と同様の状態に土地及び附帯品を返還す。歩合割家の耕作用土地に於ては、施設、機械器具、その他耕作の具に於て、不備を取扱ひに於て生じたものに於ては、責任を担ふべからず。

5. 農業歩合割家の契約の形式

次に農業歩合割家の契約の形式を述べ。

農業歩合契約

_____ 以下地主と稱す、と _____ 以下歩合割家と稱す、と本証書により次の条項に於て契約を締結す。

- 1) 本農業歩合契約は、地主と歩合割家と、同農家の家族及び同農家の都合により、契約の相手方との共同体と、同一の収入負担のむに、_____ の種々の栽培と行ふことと、_____ に所在し、契約の双方が境界を明記したる土地を引渡す。同土地に生じた作物の _____ % は歩合割家に帰属し、残る _____ % は地主に

に所有するものとす。

- 2) 地主は同土地に _____ に引渡す。
- 3) 歩合農家は、本契約の物件たる土地の収穫上の負担に責任を担つておらず、分譲した土地内の住居に居住するに認めらるるものとす。農家は支払金等、通常の保種のため、必要とする保種は自己の負担の上に行はるものとす。
- 4) 歩合農家は居住者の周囲の土地に菜園を作らざらば可し。
- 5) 地主は本契約の若しくは併せて当該物産を設け、契約者双方の相互に、行方前現金、支払金、受取金を記帳する。この記帳は年間の収支と目的別に記帳し、最終の収穫物による全体的に精算をせらるものとす。この精算は、工作終了後、双方の同意の上で保存する。
- 6) 年間の一時期に、歩合農家は土地を耕作し、耕地内で耕作の必要が、本契約の阻害の限りにおいて、希望に応じて他の農地の臨時業務に就く可しものとす。
- 7) 本契約の期間は契約書署名の日より起算し _____ 日間とし、 _____ 年の月日同日まで有効であるものとす。但し、双方の都合により、契約の1ヶ月前に文書による確認の上で、契約を更新する可しとす。
- 8) 契約の当事者の一方に於て、契約の条項を違反し、反法的決定を行使し、ありて、本契約の解消をせらるるものとす。地主は理由なく契約の解除を申し入らるる場合、地主は歩合農家に於て、収穫予想額の3分の2を支払つて最終の精算の上で歩合農家を農地より退出する。
契約の解消が歩合農家に申し入らるる場合は、当該物産は高利貸の旨で現金とし、本行に申し入るる収穫の3分の2を精算し、退出し得るものとす。この場合、この収穫予想額の算定は契約双方の合意又は、双方の選入に依るものとす。歩合農家による行方前とすものとす。
- 9) 歩合農家は本契約の存続期間中に、又はその後の撤退するに於て、契約の解消の場合、行方前に行つて、地主の改定に於ける権利を認め、契約の終了の解消の日より8日以内に居住を明け渡すものとす。
- 10) 歩合農家は契約の不履行の理由、歩合農家の代表の死による解消する。但し、その後

結合の30日間以内は同様の2回続行意向があることを表明する場合はその限りでない。
11) 所有の場合においては、耕作栽培中の作物の収穫に及ぶ権利は保留される。

- 11) 契約当事者の一方が怠慢に由来する損害の責任は、不可抗力な理由の損害は契約の双方において共同負担とする。
- 12) 歩合農業は地租の支拂による同様の歩合契約の物件は土地所有者に申請し、請求負担するに依る。
- 13) 歩合農業は地主又はその代理人と締結し、(1)に示した合意を履行する前、生産物の取扱いを行うに依る。
- 14) 契約の双方に比して好都合な場合、及び本歩合契約の条項に違背し、歩合農業の権利が保証される限りにおいては、地主の所有地中の他の場所に移転するに依ることを認む。
- 15) 歩合農業は農地法に於ける天然資源は果樹類、天然の森林、水源地等と得存するに依る。

契約の双方は本契約に由来する紛争解決の場所として _____ 司法官裁判所 工場の
又以上の条項に網羅されない事項については現行法規に依るものとす。

以上を契約し、証人として合意したことを署名する。

			年	月	日
証人	署名	地主	署名		
		歩合農業	署名		

- 注) 一 契約の双方は歩合契約の条項に他の条項を附加することを出来、但し現行法律の範囲内であるに依る。
- 一 歩合契約の条項に於ては、その部、方針と注意深く読むに依る、又契約は必ず書面を以て締結し、その旨を公証する。
- 一 契約の書面は必ず2部作成し、公正役場に登録し、その旨を公証する。又契約の書は最少限2名の証人が合意したことを署名し、捺印する。

6. コーヒー歩合契約のモデル.

コーヒーの歩合契約は、その他の作物の歩合と異なり若干の差異が認められる。このため、コーヒー歩合契約のモデルを以下に紹介する。

コーヒー歩合契約

_____ 郡 _____ 地区の _____ 栽培主と、MCAの登録者: _____ 3件と
_____ 以下に記述した、と、プロビダ _____ 以下に記述した条件
に依りて契約を行う。

- 1) 地主は、当歩合契約に依りて、歩合農家がその家族及び同家族の必要に依りて契約した者を含む、歩合農家の責任の範囲に、次の事項に従い、コーヒーの栽培管理を行わせ、同本のコーヒーを含む _____ プルルン土地を歩合農家に引渡すものとする。
- 2) 本歩合契約は _____ 日より開始し、_____ 年の同月同日に _____ 年の経済終了の日に、契約終了の時まで、すなわち開始より収穫を完了する権利を歩合農家に保留する。不可抗力による収穫の遅延が原因の場合、これに依りて、時間を分与するものとする。
- 3) 刈り取りにおける _____ の収穫、 _____ %は歩合農家に帰属するものとし、 _____ %が地主に配分する。化学肥料、有機肥料及びその他の各費は地主の責任とするものとする。
- 4) 歩合農家は本契約物件の土地に及ぼす税務上の責任を負担し、更なるものは、分与した土地内に居住する許可を得るものとする。歩合農家は、この土地に何等の更改しをなすことが、家屋の保存に必要とする程度は自己の負担によるものとする。
- 5) 歩合農家は、コーヒーの栽培管理に依りて、年間 _____ 回の除草、殺虫、掘り付け、及び、コーヒーの害虫防除、発生時その他の害虫防除、任意周辺の清掃、苗の移植、施肥、その他良好な成果を得るために必要なる管理を行なうものと約束する。
- 6) 歩合農家は、地主の農場内に運んだ肥料を散布し、必要に応じて穴を掘り、肥料を埋め、作業を行なうものとする。
- 7) 歩合農家は、コーヒー栽培を阻害する限り、材料に _____ の水と栽培料を _____ 以上とする。
- 8) 歩合農家は、他に _____ プルルン _____ 栽培を行なう。同収率は _____ %と歩合農家は、残り _____ %を歩合地主の所有とする。
- 9) 地主は _____ の栽培に依りて _____ を分与するものとし、又 _____ に _____

費用支出は 歩合農家の責任下に行われることとする。

(2) 短期作物 (棉花、大豆等) の栽培のE.V.に消費する種子、肥料、肥料、農薬等の費用は 歩合農家の負担とする。

9) 歩合農家の居住する家、周囲に菜園を植、これがある。又 菜地及び隣接地に送器の掛けるに限りにおいて 鶏や豚を飼育することもある。

10) 地主は本契約の旨印刷と添付した通帳に当座勘定を設け、契約者双方の相互に行う前払金、支払金、受取金等可及的に出納を記録する。又 菜地1年間のバランスを工作するに依り (2)あり、最後の収穫物に基づき全面的に精算することとする。

11) 契約当事者の一方における契約の遂行に、何れかの法的手段を以てし得る。本契約の解消事由は行われず。

12) 歩合農家、本契約の延期を申し出る。又は 何れかの状況下での契約の解消の場合、地主は行われ施設改良に於ける権利を保留することとし、契約終了又は解消の日、地主は住居を明け渡すこととする。

13) 本歩合契約は、契約事項不履行の場合に於て、歩合農家の責任の下に解消される。但し 地主は後述の如く 同間地主は同契約の継続を意向のあることを表明する場合はその限りではない。かかる場合においては裁量権の行使に於ける権利は保留する。

14) 契約当事者の一方が怠慢に由る不都合等による当事者の責任とし、不可抗力、又は 契約外の損害は 契約当事者双方において持年負担とする。

15) 歩合農家は、地主の指示による同意の歩合契約の物件の工事を完了する者として下請、液液、賃付することとする。

16) 歩合農家の地主又はその代理人との間に 収穫物の分配を執行する前に 争いが生ずることは認めない。

契約者双方は本契約に由来する 疑義解明の 義務として 司法又は裁判所を選ぶ。

又、地主の承認は、合意事項の事項に於ては、現行法令に使用することとする。

地主と農家は、二者の 証人立会あはれに 署名す。

_____ 証人	_____ 署名	_____ 地主	_____ 署名
_____ "	_____ "	_____ 歩合農家	_____ 署名

7. 牧畜歩合契約

以下の物件の創育用及び肥育用、家畜の場合、牧畜歩合契約の締結を目的とする。次に牧畜歩合契約の例を示す。

牧畜歩合契約

_____ 以下地主と称す。と _____ 以下歩合農家と称す。以下本契約は以下の条件に依りて牧畜歩合契約の締結を目的とする。

- 1) 歩合地主は INCRA No. _____ とて正式に登録した上、通称 _____ 農家として土地の所有者である。
- 2) 地主は牧畜歩合契約により、歩合農家に創育用 _____ 頭及び肥育用 _____ 頭の牛を引渡す。契約双方の合意により、歩合農家は当該家族及び仕事に依りて契約の目的を達成する。創育及び肥育を行ふものとする。
- 3) 牛の取代金の _____ % は地主、 _____ % は歩合農家に帰属するものとする。創育及び管理のための費用支出は歩合農家の負担とする。歩合農家には牛の取代金の _____ % の権利が与えられる。
- 4) 歩合農家は本契約物件上の土地にかゝる税務上の支払の責任を負い、農地の指定に依りて地主に居住する権利を有する。家畜の支払は毎年1月1日迄に保存するものとす。牛の取代金の _____ % は、但し地主の自己負担に於ては施工に拘りて不在。
- 5) 歩合農家は任意の同種の土地上、集團を伴うことは出来る。且つ小規模な家畜の飼育を行ふことは出来る。
- 6) 地主は本契約の一部に違反する通報に当りて是を認め、契約者双方が行つた、前項全支払金、受取金を記録する。この基礎は年間のバランス作成を目的として記録され、最終の収支報告書に於て全面的に精算するものとする。この基礎に依りて作成されたバランスは双方の承認を以て保存する。
- 7) 本契約の期間は契約の署名の日より起算し _____ 日以内 _____ 年の間同様の権利を有する。但し双方の都合により、契約の締結1月前に文書によりて確認するものとする。契約を更新する場合は出来る。
- 8) 歩合農家は本契約の延期を申し出る場合、又は是等の状況下での契約の締結の場合、契約期間中に進行中の施設の改良に於ける権利を有する。契約終了後、明確な日付、8日間以内

に任意に明渡すものとす。

- 9) 契約当事者双方の合意により、契約条項の違反は、及び法律上の指道に依り、本契約の解除の理由となる。地主例による理由のない契約の解除が行われる場合は歩合農家に於し、契約の終了と共に同農家が受取^{利益}る手取金の三分の二と補償金として支払ひ、最終に支払はるべき当座勘定を締切り、歩合農家は農場を退出す。また契約の解除は歩合農家による二行在外の場合も同様の方法によりて地主に於ては補償が行われず、歩合農家は自己の責任のみにて地主が契約の終了と共に受取^{利益}る手取金の三分の二と支払はるべき所から、当座勘定の取戻を請求し、且一定期間内は農場を退出す。
- 10) 歩合契約は契約不履行の場合歩合農家の死亡に於ても解除す。但し後継者が30日以内地主に同契約の継続を表明したる場合は表明する場合に限りて之を、10日以内の表明は行はずに栽培中の収穫物に於て利益の権利を保留す。
- 11) 契約当事者一方の怠慢による耕作の損害は同当事者の責任とし、不可抗力又は意外の損害は契約の双方に於て接半負担すものとす。
- 12) 歩合農家は地主の文書による同意なく、歩合契約の物件に土地に於て下請、譲渡、処分等を行はざらん。
- 13) 歩合農家は地主又はその代理人等と於て不正に為るる行為を行ふ前に生産物の取戻を行ふこととす。
- 14) 歩合農家は農場内に於て天然資源に於て果樹類、天然の森林、木草地等を保存すこととす。契約の物件に土地内に於て樹木を伐採し、切断すこととす。折木の果実は、自己の家族の消費用に於て採取することとす。
- 15) 契約の双方は本契約の由る疑義の解明の場所を_____ 司法官裁判所に選び、又、以上の条項に含れずの事項については現行法規に従ふこととす。

以上を契約し、2名の証人立会のもとに署名す

_____ 年 月 日

証人 署名

地主 署名

証人 署名

歩合農家 署名

8. 其他の歩合契約

農耕、牧畜に關する歩合契約の例は、アグロインシュア、採集部内等への混合形態の歩合契約あり。

- a) 採集部内の場合：植物、動物又は森林の採集活動を行つたことを目的として農地の全部又は一部、及び其の採集の動物の利用を契約の対象とする場合あり。
- b) 混合事業の場合：契約の対象が一部内以上とされている場合あり。
- c) アグロインシュアの場合：農産物、畜産物又は採集部内の産物の加工を目的として農地の全部又は一部、もしくは採集器具を契約の対象物件とする場合あり。

次にアグロインシュアの場合の契約例を示す。

アグロインシュア歩合契約

_____ 以下譲渡人と呼ぶ、と _____ 以下譲受人と呼ぶ、は本条若しくは下の条項に
おける歩合歩合の通常語である。

- 1) 譲渡人は _____ 郡に所在し、INCRA は _____ の管轄下で、____年____月____日付
登録番号 _____ を以て不動産登記を行つた _____ 農場の名称を持つ着地の法的所有者と
ある。
- 2) 譲渡人は本アグロインシュア歩合契約の目的として、譲受人に対し、以下より正確に境界線と
設けられた土地と、同土地内で譲受人とその家族及び必要とする契約の締結者等と共に
譲受人の全責任下において _____ の加工又は製造を行つたことを目的として、引渡す。
- 3) 両方は毎月行方不明なものを、その割合率に譲渡人の生産物の _____ % 譲渡人の _____ %
とする。双方は一週間に一回、 _____ による消費の正しくなると量と消費する権利
を有する。この両者の効果と管理の目的、生産物の取次結果は毎日記録しおける
もの。
- 4) 譲渡人は本契約の目的として _____ 家族の正しくなると必要と家庭と採集器具類と
含む土地を引渡す。
- 5) 譲渡人は本契約の物件の不動産にかゝる税務上の責任を負ふ、着地の指定した
家に居住する権利を有する。家賃を支払う必要はない。住居の保全の目的に必要と事項
は自身もしくは自己の負担において行方不明なものを、

- 6) 譲渡人の譲受人との間に本契約の全部を履行する権限を備えることとし、特に契約双方が履行すべきの前述全支払額、受取額を記録する。この基礎は毎月のバランス作成を目的としらるるであり、最終的には(3)と示した各契約者のパーセンテージに応じて精算されることとする。
- 7) 本契約の期間は契約者署名の日より起算し 日間とし、 年の同月同日まで有効とする。但し双方都合により、契約終了の1月前より比定者による通告する場合契約の変更が行われることとする。
- 8) 譲渡人は本契約の延期または場合、又はあり得る状況下での契約の解除の場合、契約期間中に履行に遅延の改良に非ずる権利を保持することとし、契約終了又は解除の日、8日間以内は任意の期に償還されることとする。
- 9) 契約双方のいづれも契約の条項の違反、又は他の法律上の措置によるものあり本契約の解除の理由となる。譲渡人側により、理由のある契約の解除が行われる場合は、譲渡人に対し、譲渡人が契約終了日に受取金額の % を支払う義務を締結し、譲渡人は償還の義務を負う。又契約の解除が譲渡人側により行われる場合は同様の方法により補償が行われることとし、本契約(8)に定める期間内に償還の義務を履行しなくてはならない。
- 10) 本契約は契約不履行の場合、譲渡人の死亡により解除される。但し、締結後、30日以内は同契約を継続する意向のあることを表明する場合はその限りでない。11の経過条項においとも死亡の月にか、おの利益の権利は保証される。
- 11) 契約当事者の一方の怠慢に由来する損害は同等当事者の責任とし、不可抗力又は意外の損害は契約双方においとも按年負担するものとする。
- 12) 譲渡人は譲渡人の文書による同意なく、契約物件を第三者に下請、譲渡、又は貸与することをしてはならない。
- 13) 譲渡人と譲渡人以外の代理人の同意なく、(3)に定める分配を行う前に生産物の取扱いを行うことは出来ない。
- 14) 譲渡人は栽培地には、天然樹木及び果樹、天然森林、水産地帯を保存することとする。栽培地の樹木や果樹を伐採、切断することは禁じられ、本人又は家族の消費用途に必要なる量の収穫は許される。

15) 譲受人は、契約解除の除斥期間及び土地の返却の取扱、器具の合意の作成等、安全の確保を怠らねばならない。以下に損害がある場合は、土地を拂還する。

16) 契約更新の権利の由來不明な場合は、司法官裁判所に選任し、又はその委託を受けた第三者に、現行法規に従って土地を同定する。
以上を契約し、2名の証人及公証人の署名する。

年 月 日

証人	署名	譲受人	署名
証人	署名	譲受人	署名

9. 歩合契約の解除

歩合契約は次の場合解消する。

- 1) 契約期間及びその延長期間の終了
- 2) 回収
- 3) 契約の破棄
- 4) 歩合地主側の権利の消滅
- 5) 不可抗力による契約の履行が困難となる場合
- 6) 控訴出来ぬ判決
- 7) 農地の没収
- 8) 農地の全体又は一部の接収
- 9) その他法の定めによる。

10. 歩合契約の破棄

歩合契約の期限終了以前に契約双方（地主及び歩合農家）は契約解消の手続きを行ってよい。将来の問題が生じた場合、契約解消の手続きは文書で行う必要がある。次にその手順を示す。

歩合契約の破棄

以下契約の破棄を以てし、以下破棄の者と稱す、歩合地主及び歩合農家は自由かつ相互に同意した場合は、次の条項に依りて破棄

契約を締結す。

1) 歩合地主は歩合親家へ 年 月 日 付歩合契約を締結し、同契約により歩合地主は歩合親家に対し、 司法登記簿に後述の表 補助登録 頁 以下(19 年 月 日 付) の登録申請を 州 府 地籍に所存す。

2) 契約者双方は合意の上、本日付より上記歩合契約の土地権利及び義務が消滅する事を決定し、同歩合契約が破綻した時に、本証書署名の双方は歩合契約の第 条項が無効となる事を認める。

3) 本証書及び法の最良の形式に於て相互に負債を有するに於て契約が解消された時に確認され、今後動じず且当該歩合契約に含められた権利及び義務を更責す。何日の日付に、同契約に因る権利又は支払に關し、双方は裁判上、裁判外の訴訟を起す事は認めず。

4) 契約者双方は本契約に疑義が生じた場合、その解明の場所として 司法登記簿に選択す事を決定す。

以上を契約の 2 名の証人立会の下に同文 部 に署名す。

年 月 日

証人 署名 契約の破約者 署名

証人 署名 被破約者 署名

注) 契約書は同文 3 部及び印刷す。1 部は地主、1 部は歩合親家、1 部は歩合契約の登録簿に公証後述に保管す。

第十四章 請負契約

1. 請負契約の定義

請負とは他人のに行務の全部または部分の全部または他人の業務により行務を自ら行うことを指し、当事者の一方が他方に対し、仕事に応じて一定額、もしくはそのほかの取次をよむる金銭に對し、特定の業務を履行することを約束する。

その履行条件は工率や建築の請負、その他何れも業務の労働やその業務の請負を付列する。

a) 請負人は請負契約により仕事や工率を請負し、その業務を自ら自ら実施するが、自らの負担は必ずしも請負者に負担されるものではない。

b) 業務の依頼者と請負を依頼する側の間に請負人と契約するものではない。

2. 請負契約と特定工事契約の差異

特定工事契約と請負契約とは必ずしも混同される。14V次の条において異なる。前者は特定工事の労働契約は期限つき契約の形態に含み、労働者組合の保護下にありのうちに請負契約は労働者の保護下にありの制度である。

a) 特定工事の労働契約において被雇用者は特定の労働に従事し、労働者組合の建築工率に對し、役務を提供するに契約する。これは他人性、非偶発性、報酬、服従という要素が存在するが、雇用関係に取次。

i) 他人性：被雇用者は自ら役務を提供するが、自らで仕事を実施する者が雇用されるものではない。

ii) 非偶発性：仕事は継続的かつ慣例的である。

iii) 報酬：被雇用者は業務の履行に對し給料を受取る。

iv) 服従：被雇用者は上司の命令、時間、内部規定に従事するものがある。

b) 請負契約は請負者は一種の企業であり、独立した形態である。これは他人性、非偶発性、服従性から従事するものではない。

i) 自ら自ら直接役務を提供する企業であり、自らの負担する者が雇用されるものではない。

ii) 業務は習慣的、継続的であるものではない。

iii) 提供役務に對し支払われる報酬は、これは従業員の給料と同様の性質である。

⇒ 請負者は業務依頼者の命令系統下に在り、労働内容に拘り加増し課する。自由は
む時間と自由に労働す

請負業は 〇〇〇に自由な取業で在り、仕事の終了、引渡の時期の業項を含む契約を締
結する。

c) 請負契約の要件

請負契約は上記の各基準に従い文書によつて行われねばならぬ。以下の契約の形
式である。

請負契約

_____以下業務の依頼者と称す、と _____以下請負者と称す、は本証書に
よつて次の業項に依つて請負契約を締結す。

1) 業務の依頼者は _____ 州、_____ 郡 _____ 地区に在り、INRA 登録第 _____
と有す _____ 農場の農場主である。

2) 業務の依頼者は請負者と同一に、請負者が自ら又は家族、あるいは他人に依つて雇
用し得、依頼者は何等の業も且つ従業員と共に、請負者の全面的な責任の下に、
_____ の業務を _____ 月間を以て実施すことと義務づけらる。

3) 請負者は本業務の実施に於て CR _____ を次に示す方法に於て受取らるべし。

4) 請負者は完全に自由な条件下に働くこととせ、いかなる雇用関係、労働関係に因り拘り
なく、何ら命令系統に属するものではない。請負者は労働者の性格を有し、
本業務の解決に際して労働上の補償を享受する。

5) 請負者は農場内の施設を以て住居に居住す。家賃を支払わぬが、食料と衣類の
補償は自己の負担に依り行われべきこととす。

6) 請負者はいかなる理由の場合においても、提督の提供を以て終りに口許起算して最高
限 _____ 日以内は、住居を明け渡さねばならぬ。

7) 請負者の怠慢と由来する損害は請負者の責任に依りて補償すべし。又、請負者
が農場内で行つた施設改修の改良に於ては、いかなる場合でも補償すべし。

8) 物の中を生じた生作物は之の中、即ち消費者の消費割合、地元の価格を基準とし、消費者の買取切差を差引くこと。

9) 本契約は民法により規制され、契約双方の本契約にかかわる疑問点の解明の場所として _____ 司法官事務所を避ぶものとす。

以上を契約レ之名の証人全員の比と同文 _____ 部に署名す。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

証人	署名	業務依頼者	署名
証人	署名	消費者	署名

注) 契約書は同文3部を作成し1部は依頼者、1部は消費者、1部は登記は公証役場におき保管すること。

この紹介はマシナワの当事者は全受事項の上の事であることを、

第 4 章 賃貸借

1. 賃貸借の定義

本章では農林地帯で広く行われていた賃貸借に關する解説を行おうとせしむ。

フランス民法では賃貸借 (COLOCATO) を「消費可能なものの賃料での貸付」と定義している。賃貸借契約は当事者の一方が他人にこれ、特定の物品と一定の期間及びある種の賃料を以てした条件のもとに賃料の貸付する契約である。

フランス民法で規定されているように賃貸借契約の物件は消費可能なものでなくてはならない、即ちその自体が返還されるものではないのである。

2. 賃貸借の基準

地主の代理人や一般に他人の財の管理者が信任を得て管理を依頼された地主、その財の特別の許可なくしては賃貸借と見做されることがない。

話し合いによる期間の取り決めがない場合、貸与したものの使用の目的は必要とする期間と解
決される。裁判所の認める不測かつ緊急の必要がある場合を除き、取り決めた期限以前、又は
その権利に基づいて物品の使用に必要とする期間以前に、物品の使用及びその結果による
利益の享受を中止するべからず。

賃借貸付を受けた者は、貸付された物件を自己の所有者の如く保存するに義務を負い、契
約の規格外に貸付された物件の本質に及ぼす使用を行ってはならない。これに違反する場合
その損害は自己責任で負担するものとす。

特に賃借貸付を受けた者が、定められた期間以前に使用中で返還しない場合、遅延期間
分の2112の借料が徴せられる。

貸付された物件が、貸付を受けた者の所有物と共に危険にさらされた場合、貸付を受けた物
件を放置して自己の所有物を優先的に保護し、その事故が不可抗力の場合であっても発生した
損害に対し責任を負わなければならない。

貸付を受けた者は、貸付された物件の使用のために支出した経費を貸付者に請求する権利を
有する。

3. 無償貸付契約の形式

無償貸付契約は文書に於て行われなければならない。上に示した基準に照らし、条項の内容が不明
瞭でない限り、特に公証後物に正式に登録されたものは除外される。以下はその形式である。

無償貸付契約

_____ 以下貸付者として、と _____ 以下借受人として、は本証書
の上、次の条項を以て無償貸付契約を締結す。

- 1) 貸付者は 19__ 年 __ 月 __ 日付、当司法区不動産登記簿第 _____ 頁に
第 _____ 番の登録簿に、NCEA に _____ 番で登録されている _____ 郡 _____ 地区
所在の _____ 農場を以て法的所有者である。
- 2) 貸付者は本契約により借受人に対し、ブラジル民法第 1,248 条及び 1,255 条に於
て規定した不動産の中 _____ 177-177、ブラジル森林院の認可のもと、借受人自
身の使用を _____ の期間のために貸付す。
- 3) 本契約の期間は本契約書の日より起算し、_____ 年の 月 月 日に即ち _____ 年

④、契約の終了に際し、本契約の物件に在り土地に、裁判上、裁判外に何等の措置
をばいおしなく返還せらるべき事。

4) 本項に規定する期間に、契約の双方当事者が在り土地に在りたる場合や借受人が実施
すべし 加以外に実施上必要とする場合 延長する事ができる。

5) 本契約の存続に因り、借受人は、本契約の物件に在り土地に管理義務を有し、契約
上定めた目的以外に土地を使用する事は出来ず、又発生した損害に於て責任を負ふべき事。

6) 裁判所が認め、将来に於て避けるべき事となる事態の場合、貸与者不取引決定に期限
満前には、借受人は土地の使用を中止せざるべき事。

7) 借受人は、本契約物件の土地に於ける租税及び INCR の負担金支払の責任を負ふべき
事。本契約期間中、所定の時期に責任を以て支払うべき事。

8) 本契約の各条項は貸与者及び其の後継者によつて尊重され、借受人も各条項を遵
守し、土地内で行はる施設の改良に於ける補償を貸与者に対し要求する事は出来
ないものとする。

9) 契約当事者双方は、本契約に於ける紛争解決の場所を 司法官裁判所
と定め、本契約の条項に合致しない事項に於ける現行法規に於て不足するものは
補充する。

以上を契約し、双方の立会人面前に署名す。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

証人 署名

貸与者 署名

証人 署名

借受人 署名

第4部 農業活動に適用される所得税

解説者: 1112 1213 1314

1. 農業、商業、運輸、診療、採掘、合資の企業、会計士、支那人の総務を持つコバサ。

第1章 所得税制面における他人経営の農業生産活動

1. はじめに

以下の農業生産活動に従事し、所得税申告条件の「4」項に該当するものがある場合は、以下の方法で簡単に明瞭に申告するものとする。

2. 「4」項に該当する収入

所得税申告の「4」項に該当する収入は次の通り。

- I 農業又は農牧活動
- II 植物又は動物の採集活動
- III 農地の中で生産する肥料を用いて農業生産者又は牧畜生産者による行われる農牧産品の加工
- IV 養蜂、養鶏、養蚕、養魚その他の小動物の飼育活動

a) 農牧産品の加工について

上記且に不況加工は（他人による）初歩的方法で指す、且にその時に加工する農産物の本来の特性や構造を変更する（例として食用の卵にする場合など）。

b) 生臭の捕獲又は取天活動

生臭の捕獲又は取天活動を税務上「動物採集工業」に分類する。上記のIIに該当する。したがって他人が行った生臭の捕獲又は取天による収益は所得税申告の「4」項に該当する。

c) 市場に直接取天する収穫物

他人名義で自己の生産物を直接供給センターに販売し、所得税の要件に及ぶ生産者課税負担を発生するもの、他人による条件は満たさず、その活動による生臭の収益は「4」項に申告するものとする。

3. 生産物の加工は農業活動の性格を失う。

砂糖やビール火酒を作る場合、生の生産物の副産物として新しい製品が製造される。その製品の

この帳簿の記帳は、月間発生した収入と経費支出の各科目のみを計上する簡便な方法によつて、各農地別の貸借を各期記帳する必要はない。欠損額の補填や前期に赤字引当金^{引当金}投資税にのかわる控除を行なうところの場合、又は固定資産の償却を行なうところの場合、この帳簿がわづら勘定又は全額を別冊に記帳しておかなければならない。

- 4) 正式会計方式は、年間の総収入が100,000円以上の場合、商法上及び税務上の基準にのっとり、各事業活動別に貸借科目別の帳簿（現金出納帳、仕入帳、諸品受取帳等）を備え正式な資格を持つ会計士により記帳が行なわれなければならない。また、各々それぞれにP.N.-C.S.T. 127号に示された規定を準ずるものがある。

この正式会計帳簿はRIR/80規則が50条B項の規定に従い、連邦収税局に登録しなければならない。資格のある会計士不在の地域においては、事業を行なうことの自身又はその専任者によって記帳することが出来る。

次に述べた推定又は簡記形式の場合に用いられる帳簿は、この当局への登録もされ認められる義務は免除される。帳簿の表紙と最終頁には所管申告者の身分を明らかにし、この帳簿の目的とする辞句を記載しておくものがある。

農業収益は、耕作土地の農地別に勘定し算出されるものではない。"G"項への所得申告は正確なものである限り、各農地別に算出された損失と利益が、それぞれ中の農地勘定上、おのり相殺され、利用され、他の農地勘定へ振替えらるるものがある。各農地単位別の請求と経費を明らかにする所、経理され、肉体的な申告が行なわれなければならない。すなわち、実質的な復権が1ヶ所以上で利用される場合、各農地面積や耕作物又は飼育物、延びたりれた本数又は施設に依り、又農地の造成又は維持に必要とする別の等と考慮の上各農地別の収入と経費を十分の記録を任じ記帳整理しなくてはならない。

このように制御がなされる。"G"項の申告者は個人である、他人の南送しによる農地とは異なることを考慮し、各年度別に算出される総収入のみの同額を計上される所、赤字勘定は農業勘定によつて補填されることとなる。但しこのように補填される専断、次年度におきかき算出した同一農地の勘定での赤字を相殺するものとして注意しておくものがある。

"G"項の申告の形式に用いられる"正式会計方式"の場合、現金出納帳、仕入帳、諸品受取帳の記帳が要求される。このことは、いわゆる会計上の意味を有するものがある。

新法に按ずるに、各農地の管收収入の決算を裁断し、収入、経費及び投資の支出、減価償却、損失等の算出等を行なふ、この法人の場合に不可欠な貸借対照表や損益計算書を作成して意味するものとする。

現金勘定におよぶ不足又は過剰は、日任と金額が合致する適切な書類によって立証し、その他の申告欄におよぶ収入、源泉徴収が行われる収入、免税収入、又は貸付金、受取仕掛品等によって立証しなくてはならない。

8. 農業収益を証明するに認められる書類。

収入の源泉徴収の納付証明、課税伝票、領収証等のほか、支出額の証拠、自己資金又は借入資金の利用、投資と考慮される支出を証明するもの等の書類等。(E-21「課税伝票、伝票、トクメカ、領収証、役務提供票等の書、金融機関親縁の鑑定書、又は支出伝票等の便箋を明らかにする書類)

9. 農業収益算出のベースとなる期間。

農業収益を算出する「G」項に所定申告を行なうベースとなる期間は個人所得の申告基準と同様に1月1日より12月31日までである。

10. 融資造成及び維持費として受け取る融資金の場合。

融資を受けた金額は、この資金の受取年と受益者が利用する資金として考慮される。作付の責任及び管理のため費用支出の生産費又は資本の投下と考慮される。又収穫した又は貯蔵した産物の販売により得られた収入は、この産物を出荷した年度の収入として考慮されなければならない。

11. 協同組合を通じて買取られた収入として計上する時期及び「G」項の分類。

協同組合の生産物を引渡す又は商行為を行なう、商品の売買契約の場合、組合員はその生産物を組合へ納入するときは販売の権利を委任するものとする。したがって「G」項の収入に計上する場合は、その産物の組合より出荷された時に発行された課税伝票をベースとして計上するものとする。

12. 投資とみくらうけりる費用

近年半変中に生産の拡大及び生産性の向上を目指して、農林活動の発展に投下した資金は一般に

投資とみくらうけりる

生産費とみくらうけりる投資

投資	種類	コスト	効果
圃場の造改又は改良			
高収用又は高産田整備	家畜	340	2
飼育及び肥育の仕向の購入 (1才以下)	+	351	1.5
+	+	352	1.
人工授精	授精	360	5
高い生産性の探査			
選別種子種苗	種苗	510	3
肥料	肥料	520	6
農薬、除草剤	農薬	530	3
家畜用配合飼料	飼料	550	1
石灰	腐植	560	6
その他			
奨学資金、医療、医師協働	基金	610	2
契約した技術的知識及び特殊知識	知識	620	3
獣医器具	器具	640	3

生産費とみくらうけりる投資

一 建 築			
娯楽、教育、保使用施設、労働者住宅	建物	111	5
不可欠な本部建物	+	112	3
施 改			
家畜用小舎、豚小屋、鶏小舎、牛舎	家畜小舎	121	4
農産物、家畜及び飼料の貯蔵	倉庫	122	4
従来産物のワシエーション施設	ワシエーション	123	4
作物の播種、収穫、中継及び採種小舎	中継小舎	124	4
農産物の乾燥広場	広場	125	5
改 良			
農打電化	電化	131	6
通信 (電話、ラジオ)	通信	132	5
道路、狭道道路	道路	133	5
土壌の保全工事	工事	134	5
地下水の汲上げ、排水、肥料運搬、肥料池、木橋		135	5
柵、(保液、取捨)	柵	136	5
永年作物			
4年以上の永年作物、森林、造改牧場	作物	141	5

トラクター、トラクタ、ダンプ	トラクタ	210	5
農業用機械器具	器具	220	5
エンジン及び発電機	エンジン	230	5
農業用国産飛行機	飛行機	240	5
牧牛群の造り又は改良	牲畜	310	5
繁殖用畜畜	,	320	5
牲畜	,	330	9
畜畜引用取扱			
畜畜引用取扱	器具	410	2
畜後田畜畜	畜畜	420	2
1年以上貯蓄する備品	備品	430	2
その他			
生産者の組合出資金、国産協同物産銀行の株券	株券	630	1
農業生産の輸送企業又は生産者組織への出資			

13. 農業活動に利用するインセンティブは、又税制上の効果は、投資額4%の総額80%まで年間利益より控除するに決まっています。同投資額は基準年度中に農業活動に投下された投資額と70年1月23日付布告9B-23に、この一部変更は布告01/76により決定された柔軟な投資額に及びかじり、乗じて全額計算されます。

許容された投資額に柔軟に利用して得た全額が、控除額限度(80%)を越える場合、超過額は、将来3年度におおって全部或部分的に利用可能な別途で取扱うことが出来ます。

14. 耕作土壌の管理費用は控除される投資額

部分的に投資額は費用として考慮されるが、逆の場合も同様である。しかしながら税務見地の目的のために、投資グループに含めらるる例は、選別された種子、肥料、石灰等は合計して総収入より控除するに決まっています。いわゆるインセンティブは控除と認められています。

注： 来年作物の場合、選別された種子、種面に対する費用支出は、費用と考慮されるが、固定資産に含められ、各作物の有効年数に見合、年割割当額を償却するに決まっています。最初投資された年投資に利用するインセンティブが考慮されます。

15. 生産コストに対する補助の政府の受取全額、補助を受ける場合

農業保険(PROAGRO)により受取る全額を合資公共機関より受取る全額(補助金、奨励金等)は、この全額を受取る年、又は法的に利用出来る状態となつた年における農業活動の収入と考慮されます。

16. 1つの農場内で複数の歩合契約が行われる場合の処理

歩合農家又はその下請歩合農家は年途中で発生した収入・支出、関連するセンターで支払われるものに
算出し、その後の所得税申告現業の中で義務とされている場合、申告書添付の採式に記入する

所得税申告の「9」項で、歩合農家、その下請農家、血分にかかわる分の収入を申告し、また各
歩合契約ごとの利益の合計額を申告する。

17. 投資とみなされる採種器具が1つ以上の農場で使用される場合、投資額を控除はどのように取扱うか。

1ヶ所以上の農場で使用される採種器具の購入金額は、各農場の栽培面積に応じて生産量の
割合で各農場に振割をうける

18. 基準年変に購入した肥料が、その年途中で全部使用された場合、どのように処理するか。

購入した肥料が農業活動における投資とみなされる場合、次の方法による。

a) インセンティブと控除

基準年変に実際に支払われた金額を購入金額として考慮

b) 費用として取扱われる場合

基準年変に実際に使用された部分の費用として考慮する

19. 財産共有物の夫妻が法的に離婚した場合、その結果として農場内の牛が双方に配分された

とする。この牛に対して費対小は支出は投資額として、及び(又は)費用として認められる場合、旧妻
はどのように取扱いを受けるか

中に購入した時点で共有の財産であり、共同の申告であるため、投資額が「双方」の収入とみなされ
るから、収入とみなされる場合、離婚の場合、旧夫は妻に分離した分の費用として扱われる。彼は自分の財産に
分離した分を減算するのである。

一方旧妻の方は自分に所有する分の投資として考慮されることは出来ない。何故なら「双方」の収入として
「双方」の共有物として申告済みのためであり、自分の所有物となるため、何の支出も行わなかった
からである。彼女は自分の財産に受取った分のコストを計上し、旧夫は年々その分の費用として考慮

20. 家畜その他家畜物の長期払いで販売し、その支払いが期間を運に付する場合は、受取の現金の処理。

所得税の規制は、RIR/80 年80条1項の現法（85年2月4日付PN.CSTが項による）

17. 20. 21. のように明示してある

“基準年度におけるその収入は、それが前期に発生した場合には、その年度に合法的に自由に使用された状態にあるものとする”

この規定は、特定年度における課税の対象となる個人の収入は現金主義を採用する原則を明示したものである。したがって、その現金主義の適用に当たっては、その収入は現金主義として認められる理由がある。実際には受取の現金は、その現金と自由に使用された年の収入として計上される。したがって、完全申告者に記入され、その裏付けとして「農業生産者の課税伝票」や「農業的実態」を指している場合、取引が長期に行われる場合は、現金主義の適用による。その収入は、先ずが実際に現金を受取った年の収入として申告される。その収入は、期限前の支払いに相当する利息、支払遅延による場合、また裁判による取立の場合などは、起り得るものがある。

21. 支出と費用

この事項は、年度中幾分かある支出と費用とを区別する

- 短期作物の種類
- 土壤矯正用石灰及び肥料
- 作田田及び家畜用農業
- 燃料
- 油脂
- 給料
- 賃借料
- 借地料
- 耐用年数1年以下の農具、備品
- 飼料
- 予防接種及び医薬品

- 租税、公課 (所得税と除く)
- 利息及び農業融資にかかわる費用 等

22. 飼育又は肥育のEに於ける購入材料の費用

譲渡(又は消費、又は死亡)の年に α 年、 β 年の平均コストの費用とみなす。飼育又は肥育の条件
 の費用は消費の年に考慮されるため、費用支出の年とは異なる。

例: 次の平均コスト算出の例とする。

コスト管理

摘要	單位	平均コスト 円/kg	計 円
a) 受入			
前期在庫	100	138,000	13,800,000
年間購入	250	480,000	120,000,000
年間飼育 コスト	50	—	—
	400	334,500	133,800,000
b) 払出			
年内販売	120		
年内死亡	10		
平均コスト	130	334,500	43,485,000
c) 期末在庫 棚卸仕上合計	270	334,500	90,315,000

- 所得申告のEに於ける

a) 増行 1 - 9 項

- 収入と

既払戻金

- 経費と

43,485,000

b) 既(保有数)の申告に於ける

前年揃

13,800,000

基準年揃

90,315,000

23. 畜式Eに於ける

次の業務活動に於ける所得申告のEに於ける畜式Eの畜式Eに於ける

INVESTIMENTOS 投資額

CONSIDERADOS TAMBÉM COMO DESPESAS DE CUSTEIO 費用として考慮されるもの

Exercício 19 Ano Base 19.....

PROPRIETÁRIO,			FAZENDA,		MUNICÍPIO					
DATA	ESPÉCIE	COD.	HISTÓRICO		VALOR		CDEP	VALOR PI REDUÇÃO		
TOTALS										

INVESTIMENTOS — Não considerados Despesas de Custeio 費用として考慮されないもの

DATA	ESPÉCIE	COD.	HISTÓRICO	VALOR	CDEP	VALOR PI REDUÇÃO	OBSERVAÇÕES
TOTAL							

Mod. n. 94 — e) Investimentos considerados também como despesas de custeio e não considerados despesas de custeio: PLS.

24. **实际例.**

フナヒチノカウ氏は "A", "B", "C" の3つの農場に所有し農業活動に従事している。所得申告の基準年度1985年に以下の投資を行った。この投資に対して権利を持つインベスターと見出し "G" 項の課税対象所得を正確に決定するための計算が行われる。

"A" 農場に実施した投資

- 飼育及び肥育用山羊の購入	120,000,000
- 肥料購入	6,000,000
- 作物用及び家畜用農薬の購入	4,000,000
- 土壌矯正用石灰の購入	1,000,000

上記の投資額に規定の乗数と乗じることにより、次の金額となる

120,000,000	x 1	=	120,000,000
6,000,000	x 6	=	36,000,000
4,000,000	x 3	=	12,000,000
1,000,000	x 6	=	6,000,000
インベスター計		=	174,000,000

"B" 農地の行つて投資

- 生産用又ハ飼育用家畜にかゝる費用	110,000,000
- 家畜用配合飼料	3,000,000
- 飼育及び肥育用仔牛の購入	80,000,000

同様に規定の率数に乘じることによる全額とす

CR 10,000,000 x 2	= 20,000,000
3,000,000 x 1	= 3,000,000
80,000,000 x 1	= 80,000,000
<hr/>	
インベントリー計	103,000,000

"C" 農地の行つて投資

- 農地変化	20,000,000
- 振替器具	8,000,000
- 飼育及び肥育用仔牛の購入	45,000,000

インベントリー計の通りとす

CR 20,000,000 x 6	= 120,000,000
8,000,000 x 5	= 40,000,000
45,000,000 x 1	= 45,000,000
<hr/>	
インベントリー計	205,000,000

25. 各農地に肉取収入、経費及びその他アブター

フナ、ハナ、カニ、ハク、所轄申告「4」項記入のEに、1985年を基準年としてその他アブターを算出する

a) "A" 農地

総収入	380,000,000
経費支出額	205,000,000
経費記帳額	80,610,000
前期の投資費控除限度超過分	12,000,000
基準年後に実施した投資の控除額	174,000,000

b) "B" 農地

総収入	185,000,000
経費支出額	62,000,000
経費記帳額(牛)	51,590,000
(豚)	18,400,000
前期の投資費控除限度超過分	8,000,000
基準年後に実施した投資の控除額	103,000,000

"c" 表物

総収入	290,000,000
経費支出額	120,000,000
経費控除額	49,978,200
前期の投資見当控除額	16,000,000
基準年度の投資見当額	205,000,000

上のシートに於ける

"4" 項の右の箇所に記入

"a" 表物

⑨ CÁLCULO DO RENDIMENTO TRIBUTÁVEL DESTES IMÓVELS

RECEITA BRUTA TOTAL	22	380.000.000	1
DESPESAS DE CUSTEIO REALIZADAS	23	205.000.000	9
DESPESAS DE CUSTEIO IMPUTADAS	24	80.610.000	8
PREJUÍZOS DE EXERCÍCIOS ANTERIORES	26		7
RESULTADO LÍQUIDO 1	22-23-24-26	94.390.000	6
REDUÇÃO PELOS INVESTIMENTOS	EXCESSOS DE EXERCÍCIOS ANTERIORES	27	12.000.000
	NO ANO-BASE	28	174.000.000
	SOMA	27+28	186.000.000
REDUÇÃO MÁXIMA PERMITIDA 60% DE	28	75.512.000	2
REDUÇÃO UTILIZADA	29 OU 30	75.512.000	1
EXCESSO PARA O PRÓXIMO ANO	29-31	110.488.000	9
RESULTADO LÍQUIDO 2	28-31	18.878.000	8
RESULTADO LÍQUIDO 3	60% DE 28	9.439.000	7
RESULTADO LÍQUIDO 4	18% DE 22	57.000.000	6
RESULTADO LÍQUIDO 5	34 OU 35	9.439.000	5
PERCENTAGEM QUE LHE CABE NO RENDIMENTO LÍQUIDO	37	100,0%	4
RENDIMENTO TRIBUTÁVEL	34 X 37	9.439.000	3

総収入
経費控除

前期の投資見当

差引額

投資見当の控除額 前期の投資見当

基準年度の

控除額

利用可能な控除額

前期の投資見当の控除額

残高

～

～

～

～

課税所得の算出

) CÁLCULO DO RENDIMENTO TRIBUTÁVEL DESTES IMÓVELS

RECEITA BRUTA TOTAL	22	185.000.000	1
DESPESAS DE CUSTEIO REALIZADAS	23	62.000.000	8
DESPESAS DE CUSTEIO IMPUTADAS	24	69.990.400	8
PREJUÍZOS DE EXERCÍCIOS ANTERIORES	25		7
RESULTADO LÍQUIDO 1	22-23-24-25	53.009.600	6
REDUÇÃO PELOS INVESTIMENTOS	EXCESSOS DE EXERCÍCIOS ANTERIORES	27	8.000.000
	NO ANO-BASE	28	103.000.000
	SOMA	27+28	111.000.000
REDUÇÃO MÁXIMA PERMITIDA 60% DE	28	42.407.680	2
REDUÇÃO UTILIZADA	29 OU 30	42.407.680	1
EXCESSO PARA O PRÓXIMO ANO	29-31	68.592.320	9
RESULTADO LÍQUIDO 2	28-31	10.601.920	8
RESULTADO LÍQUIDO 3	60% DE 28	5.300.960	7
RESULTADO LÍQUIDO 4	18% DE 22	27.750.000	6
RESULTADO LÍQUIDO 5	34 OU 35	5.300.960	5
PERCENTAGEM QUE LHE CABE NO RENDIMENTO LÍQUIDO	37	100,0%	4
RENDIMENTO TRIBUTÁVEL	34 X 37	5.300.960	3

"b" 表物

⑨ CÁLCULO DO RENDIMENTO TRIBUTÁVEL DESTES IMÓVELS

RECEITA BRUTA TOTAL	22	290.000.000	1
DESPESAS DE CUSTEIO REALIZADAS	23	120.000.000	9
DESPESAS DE CUSTEIO IMPUTADAS	24	49.978.200	8
PREJUÍZOS DE EXERCÍCIOS ANTERIORES	26		7
RESULTADO LÍQUIDO 1	22-23-24-26	120.021.800	6
REDUÇÃO PELOS INVESTIMENTOS	EXCESSOS DE EXERCÍCIOS ANTERIORES	27	16.000.000
	NO ANO-BASE	28	205.000.000
	SOMA	27+28	221.000.000
REDUÇÃO MÁXIMA PERMITIDA 60% DE	28	96.017.440	2
REDUÇÃO UTILIZADA	29 OU 30	96.017.440	1
EXCESSO PARA O PRÓXIMO ANO	29-31	124.982.560	9
RESULTADO LÍQUIDO 2	28-31	24.004.360	8
RESULTADO LÍQUIDO 3	60% DE 28	12.002.180	7
RESULTADO LÍQUIDO 4	18% DE 22	43.500.000	6
RESULTADO LÍQUIDO 5	34 OU 35	12.002.180	5
PERCENTAGEM QUE LHE CABE NO RENDIMENTO LÍQUIDO	37	100,0%	4
RENDIMENTO TRIBUTÁVEL	34 X 37	12.002.180	3

"c" 表物

MOVIMENTAÇÃO DE REBANHO 家畜動態表

HISTÓRICO 摘要	NOME E LOCALIZAÇÃO DO IMÓVEL 家畜の飼育地								TOTAL GERAL	
	Fazenda A Oriente - SP		Fazenda B Merulândia - SP		Fazenda C Tupa - SP		ESPECIE			
	ESPECIE Bovinos 牛		ESPECIE Bovinos 牛		ESPECIE Bovinos 牛		ESPECIE			
	QUANT	CUSTO	QUANT	CUSTO	QUANT	CUSTO	QUANT	CUSTO		
ESTOQUE INICIAL	100	20.000.000	120	24.000.000	160	31.500.000			400	75.500.000
COMPRAS NO ANO	300	120.000.000	200	90.000.000	90	45.000.000			590	255.000.000
NASCIDOS NO ANO	20	---	---	---	15	---			35	---
TOTAIS 計	420	140.000.000	320	114.000.000	285	76.500.000			1.025	330.500.000
CUSTO MÉDIO DO ANO	---	---	---	---	---	---			---	322.440
CONSUMOS E PERDAS	05	1.612.200	04	1.209.760	05	1.612.200			14	4.514.160
VENIDAS NO ANO	245	78.997.800	156	50.300.640	150	48.366.000			551	177.664.440
ESTOQUE FINAL	170	54.814.800	160	51.590.400	130	41.917.200			460	148.322.400

⑬ CÁLCULO DOS RENDIMENTOS 所得計算書

RECEITA BRUTA TOTAL DE TODOS OS IMÓVEIS	30	855.000.000	2
RESULTADO LÍQUIDO 1 DE TODOS OS IMÓVEIS	40	267.421.400	1
REDUÇÃO POR INVESTIMENTOS DE TODOS OS IMÓVEIS	41	518.000.000	8
REDUÇÃO MÁXIMA PERMITIDA PARA TODOS OS IMÓVEIS	42	213.937.120	8
RESULTADO LÍQUIDO 2 DE TODOS OS IMÓVEIS	43	53.484.280	7
RENDIMENTO LÍQUIDO TRIBUTÁVEL	44	26.742.140	6
RENDIMENTO NÃO TRIBUTÁVEL	45	213.000.000	5

⑭ VALOR DA PRODUÇÃO NO ANO-BASE 基準年度の生産額

Indica o valor da produção agrícola, conforme discriminação abaixo (não inclui o valor do rebanho)

		CEREAIS 穀類	HORTICULTURAIS 野菜	LEITE E DERIVADOS 乳類	OUTROS PRODUTOS 其他
ESTOQUE INICIAL	64	82.000.000			
PRODUÇÃO NO ANO	65	480.000.000		25.000.000	
VENIDAS NO ANO	66	455.000.000		23.000.000	
CONSUMO E PERDAS	67	6.000.000		2.000.000	
ESTOQUE FINAL	68	101.000.000			

⑮ MOVIMENTAÇÃO DO REBANHO NO ANO-BASE 基準年度の畜動態

Indica a quantidade e custo do rebanho, conforme discriminação abaixo

	Q	Bovinos e búfalos 牛		Cavalos 馬		Asininos, jumentos, muares etc 豚		Caprinos e Ovinos 山羊	
		Quant	Custo CR	Quant	Custo CR	Quant	Custo CR	Quant	Custo CR
ESTOQUE INICIAL	46	400	75.500.000	140	36.800.000	12	6.000.000		
COMPRAS NO ANO	47	590	255.000.000	-	-				
NASCIDOS NO ANO	48	35	-	60	-				
TOTAIS	49	1025	330.500.000	200	36.800.000	12	6.000.000		
CUSTO MÉDIO DO ANO	60	-	322.440	-	184.000				
CONSUMO E PERDAS	61	14	4.514.160	20	3.680.000				
VENIDAS NO ANO	62	551	177.664.440	80	14.720.000				
ESTOQUE FINAL	63	460	148.322.400	100	18.400.000	12	6.000.000		

注: ⑬⑭⑮は表の数字から計算した合計は全額記入する。又共同経営や寄合飼養の場合の⑬は、自己の負担分のみ記入する。⑭は、自己の負担分のみ記入する。

第二章

法人によって行われる農業活動

1. 所得税法上の規定

農業、牧畜、養蜂、養鳥、養蚕、養魚、小動物の飼育及び動植物の採集の場合で、その生産物と副産物の加工の場合を除く活動と目的とするもの（「アグリカル・レイア 1382/1998」）に及び、6%の特別税率による所得税を支払う。

RIR/80において定められた税率は上述の事業によって得られた利益に於いてのみ適用される。不動産の売却代金を除き、収入の項目には法人形態の通常の運営に伴う収入と、農業活動そのものによって得られる収入額の5%までを限度として加えることが出来る。

この税率上の恩恵は、除外されたものは、繰越えし発生する通常の運営収入とし、他の場合のものは農業活動固有のもの、もしくは農業活動の結果として得られるもので、その性質の収入に含むことが出来る。

a) 農業活動又は牧畜活動に直接適用する買取り器具の購入先物受付け割引による収入。

b) その生産期間を含む期間に甲しるべき融資の金

c) 遊休状態の明らかな牧場、畜舎、採種場の賃貸料収入

通常の運営による収入以上の限度を越える場合、その余り農業活動による収入とは別途に計上され、税率は、25%及び場合によっては更に5%の追加税率がかけられる。

2. 税率上の恩恵の除外される企業

次の企業は税率上の恩恵を受けられない

I. 農畜産物の取扱う場合でも商行為（売買）を目的とするもの、例：種畜、旧ヒト、希種用家畜の売買等

注：看牧用家畜の取扱いの場合、単なる仲買人であることは証明するに十分な期間自己の養殖に止まり、必要な措置をとり得る場合恩恵の対象外となる

例：牛の場合、最低限度次の期間農場に保留し続ける必要がある

a) 棚飼いの場合 52日間

b) その他の場合 138日間

II. 採集の最初に並べられ、その事業に供するもの場合

III 生産物及び副産物の加工処理等

IV 農牧活動以外の収入を習慣的に得るもの

a) 貸貸、借地契約によるもの、この収入は遊休期間外に行われるもの

b) 所得税算出の基準年度又は農林企業における資産の取得と経過期間に於ける融資金の取上げ

注: 税務恩恵を受けるため、他の業務活動による収入と農林活動収入に含めるものは、欺瞞行為の適用
ありと認められる。

3. 農林活動に対するインセンティブ

税制上、農林活動に対するインセンティブとして、農林企業は利益税算出の際、その金額の80%に相当する金額を利益から控除する仕組みがある。この税務恩恵控除は農林活動の基準年度(課程対象年度)に行われた投資額に、大蔵省が定める各投資項目別率数を乗じて付与される(令第40/76)。

投資項目	率数
1. 施設の改良	
01. 建築物	
1.1 倉庫等施設	5
1.2 本館	3
1.3 煉炭、教育及び保健用施設	5
02. 施設	
2.1 家畜の保護・育成のための家畜小屋、飼舎、豚舎等	4
2.2 畜産物、飼料作物等の倉庫	4
2.3 従業員の娯楽施設	4
2.4 看板、乗務倉庫	4
2.5 畜産物貯蔵・煉炭用施設	5
2.6 生産物貯蔵・看板小屋	4
02. 改良	
3.1 農林宅化	6
3.2 通信	5
3.2.1 電話	
3.2.2 放送	
3.3 道路又は巡視道路	5
3.4 土壌の保全及び利用のための工事	5
3.5 地下水の利用	5
3.6 ダム、貯水池、トンネル	5
3.7 柵 (建設及び補修)	5
3.8 給水、配水	5

04.	永年作物	
01.	1年以上のもの	5
02.	植林関係	5
03.	造反牧場	5
2.	エンジン関係	
01.	トラクタ	5
02.	耕耘機、畚斗	5
03.	トラクタ及びエンジン	5
04.	エンジン、発電機	5
05.	農業用耕耘機	5
06.	農業用固定飛行機	5
3.	飼育場の用度及び改良	
01.	管理用家畜	5
02.	種畜 P.C.	5
03.	種畜 P.C.	5
04.	生産用又は飼育用家畜	2
05.	飼育及び肥育用牛の購入	
05.1.	1才以下	1.5
05.2.	3才以下	1
06.	人工授精	5
4.	家畜牽引機関係	
01.	表具	2
02.	家畜牽引車輻	2
03.	畜糞用家畜	2
04.	1年以上耐用の備品	2
5.	高生産性の肥料	
01.	選別された種畜	3
02.	肥料及び土壌矯正剤	6
03.	打草機、家畜用糞袋	3
04.	除草剤	2
05.	家畜用配合飼料	1
6.	その他	
01.	乳牛飼料	2
02.	従事者の服装、歯科治療料	2
03.	家畜の1cc注射、畜肉カーブス	3
04.	獣医用器具	3

4. 会計上の家畜の分類

各飼育形態にかかわらず、方法に分類したFICA制度と国庫貯蓄とに計上されるもの。

- a) 繁殖用家畜：人工授精によるものを含む繁殖用牛、豚、馬、羊、他。
- b) 販売用家畜：生産活動の目的とする種畜、種畜の牛、豚、馬、羊。
- c) 畜産用家畜：表具、運搬用などの牛、馬、ロバ、うさぎ。

猪、牛、豚、羊、牛、山羊、兔、鳥、魚、介類、及び小動物の飼育又は取養に用いるための種畜の生産のために消費したもの、種畜の繁殖又は長期受取資産として適当な期間を計上するものとする。

5. 繁殖用家畜又は種畜の取養

繁殖用家畜の種畜、及び繁殖用家畜の取養に用いる種畜、種畜の飼育に従事する企業所有の活動収入を課税する。これによりその取養に用いる種畜の収入、全体の価値にかかわらず種畜の恩恵を受けることとなる。

6. 飼育にかかわる金額

パンク行政時英に存在する家畜は、取養と市場価格に付して課税する。会計帳簿による証明がなされる場合、実際のコスト価格をもつて計上せねばならない。

a) 基準年度中に生じた家畜は、全社の会計帳簿に証明された場合は実際のコスト、もしくは市場価格で算出する計上するものとする。

b) 家畜の死亡の場合、経理上の価格を適用する（経理上記録された場合は実際のコスト、又は、最後の行方不明の市場での評価額）

この金額は当該家畜の計上した時に発生した取養の取養期間に計上する。

死亡した家畜の価格と差引く場合、当該家畜が計上した時に発生した取養の取養期間に計上する。

これは死亡した家畜の場合、出生記録された場合に限る。死亡した家畜の取養期間に計上するものとする。

7. 採掘活動にかかわる利益算出の原則、純利益と控除する税務恩恵利用のベース

計算のベースは営業利益とする。営業利益は繁殖用及び取養用家畜（飼育資産に計上したもの）の取養にかかわる費用を引いた金額、固定資産及び取養資産に対する借入金利息の取養期間に算出する再評価額及び会計年度の純利益算出の原則に計上する採掘活動にかかわる取養期間に計上するものとする。

他の企業への資本参加は、事業利益に対して今年に計上する税務上の恩恵を享受する法人として資格を失わないものとする。資本参加による収入は、典型的な取養活動とは認められず、実際利益の算出上、営業利益の80%を控除するものとして計上するものとする。このベースに基づいて計算される。

a. 削除例.

1 農林企業の所得税申告の基準年度中に 営業収入 CR 100,000,000、営業費 CR 70,000,000 である。

また、同年度中の投資額は次の通りである。

a)	選別種子の購入	CR	2,000,000.
b)	播種器具の購入	"	2,000,000
c)	肥料及び石灰の購入	"	2,000,000
d)	畜産用配合飼料の購入	"	1,000,000

まず最初に、上の投資額に前述の乗数を乗じて控除額算出の仕方を計算する。

選別種子	$2,000,000 \times 3$	=	6,000,000
播種器具	$2,000,000 \times 5$	=	10,000,000
肥料及び石灰	$2,000,000 \times 6$	=	12,000,000
畜産用配合飼料	$1,000,000 \times 1$	=	1,000,000

計 CR 29,000,000

本例の場合、営業上の収入及び支出、並びに、通貨の使用正差金の不在に依り、後述のとおり、計算が容易である。

営業収入	CR	100,000,000
(-) コスト及び営業経費		70,000,000
<hr/>		
営業利益	CR	30,000,000
(-) 投資額控除 ($29,000,000 \times 80\%$)		23,200,000
<hr/>		
課税の対象となる利益	CR	6,800,000

上例に依り、投資額控除恩恵を受ける。次の形式に於て、実際利益算出額 (LA LUR) に記録し加算する。

b. LA LUR の記録方法.

口徑.	摘要.	追加額.	控除額.
83年12月31日.	示明書 902/09 の7条第項及び第5条第23-20に依り、農林活動に於ける累次の投資額は次の通りである。		
	a) 1983年中に購入した選別種子仕訳帳 5頁 あり。		
		CR 2,000,000 x 3 乗数 =	6,000,000
	b) 1983年中に購入した播種器具仕訳帳 12頁 あり。		
		CR 2,000,000 x 5 =	10,000,000

c) 1983年中に購入した配当戻り株式
仕訳帳 32頁 No. 3.

$$2,000,000 \times 6 (\%) = 12,000,000$$

d) 1983年中に購入した有価証券
科目: 仕訳帳 91頁 No. 3

$$1,000,000 \times 1 = 1,000,000$$

合計 29,000,000

控除額計算
営業利益 30,000,000
控除限度 80%

23,200,000

計 23,200,000

83年12月31日 実際利益計算書

1. 当期純利益	30,000,000
2. 追加額	-
3. 控除税	-
3.1 振替簿取組(赤字) (1)	23,200,000
4. 小計	6,800,000
5. 当座振替勘定	-
6. 実際利益	6,800,000

上記の計算の正確性を確かめるため

換算 若名簿 合計若名簿

8. 繰上利益

控除の戻り計算された控除額 × 税率の、総額が控除額の限度 (営業利益の80%) を超える場合、繰上利益として次の年以降の全額の一部を利用税に別記する必要がある。

この戻り法人企業法 (LAW) (実際利益法) において、この繰上利益は、持分の基礎に於ける実際利益の戻りとは異なる影響を記録する必要がある。この場合も会計帳簿に記録する。

この繰上利益は、この調整の存在しない年別に異なった形でこの戻りを利用する必要がある。

9. 純利益が実際利益を上回る場合、対して控除額とされた権利

第十四章
农 业 法 規

1903年6月8日法律第588号 (公布1903年6月11日)

农务的規制基準、その他措置

大正国大法院の国会に公布し下記の法律を批准す。

第1条 农务的関係は本法により規制すべしとする。本法の内容は1903年5月10日法律第5452号に於て承認され、その他法令と矛盾すべしと認めらるるものあり。

第2条 农务的の特殊性に鑑み、次の法律の適用を免れしとする。1909年1月5日法律第605号、1962年7月13日法律第4090号、1965年7月13日法律第4725号及びその一部を改正し、1965年12月16日法律第4903号及びその改正し、1966年7月24日法律第15号、1966年8月22日法律第17号、1968年12月19日法律第368号

第3条 农务的被用者は農地及び農場に於て農務的の用に於て給料の支払を受けるに依り、通常の労働に於て賃金を提供すべしとする。

第4条 本法の効果上、农务的の生産主は、土地所有の存在にかかわらず、恒常的又は一時的に直接又は委託人及び従業員との協力によつて農務経済活動を行ふ、個人又は法人とし、

第1項 本法の経済活動には若くは合法に包含する農地を以て工業活動と認め

第2項 単独若くは複数の企業を設立し、所有の法人形態を有するが、他の企業の指揮下又は組織下にあり、农务的の生産又は金融サービスの一環として、雇員関係にかゝる義務及び連帯責任を有す。

第5条 他人の労働力を用ひ、若くは若くは、職業として習慣的に農務活動を行ふ個人又は法人は、农務的の生産主と同等に扱はるべし。

第6条 6時間以上の連続した仕事は、1日の労働に於ては、地元の習慣及び労働の性質、休憩又は食事の取組業務中断の時間と分るべき義務とする。この休憩時間は労働時間の10%以上とし、1日の仕事の終了時又は、次の仕事の開始時又はその間の最低11時間の連続した休憩時間を要す。

第7条 連続した仕事の作業に於ては、作業の1つの段階と、次の段階に移る間の中断時間を

特別の条件が労働者に明記された限り、実働の労働時間とこれ計算される。

第7条、本法の就業の雇入れ労働者、農作業に就く1日目、21時より翌朝の5時まで、又は夜間20時より4時までの間、

第8条、第7条の雇入れ労働者に対し、通常の報酬額より割増しの報酬が支払われる。

第9条、18才以下の未成年の夜間労働を禁止する。

第10条、法の認可又は裁判上の決定の場合を除き、最低給料の基準とこれ次の事項と給料の差引を禁止する。
a) 住居費とこれ20%まで
b) 土地の価格に順に課税のものを賃金に代りて25%まで。
c) 給料の前払。

第11条、上に述べた控除はあらかじめ従業者の同意を得なければならず、且つ在行する場合は給料の控除の権利は失効する。

第12条、1人の住居に1人以上の従業者が居住する場合、本条(2)に定むる住居費の控除額は同居する従業者数に応じて割出される。又、1世帯の場合に於ても複数の家族が同居する場合は許される。

第13条、労働契約の終了、又は解消の場合、従業者は30日以内の間に、明瞭な記録を提出する。

第14条、本法により、農林労働者の保護を受ける権利の時期は、労働契約の終了後2年間に及ぶ。

第15条、18才以下の未成年者に対しは、11か月までの期間とする。

第16条、16才以上の農林被雇用者は、成人の被雇用者と同等の最低給料が保証される。

第17条、16才未満の被雇用者に対しは、成人に対し設定された最低給料の半分に相当する金額の最低給料とこれ保証する。

第18条、農林従業者の責任の担い補給作休む又は働かざる方法を採用し、且つこれにより、労働者の認可の場合別条の規定が適用される。

第19条、農林従業者の権利と持ち得る年間収入に含めず、又はその一部を、補助作休む又は働かざる場合、最低給料の一部とする。

第20条、農林労働の場所において、労働者によつて設定された安全衛生規則が遵守される。

第21条、契約の期限が満了の場合、雇入れ主は、従業者の人夫に対し、作業期間に及ぶ補給金とこれ1月分、月給の1/2に相当する金額を支払う。14日以上の労働は1月分とこれ扱ふ。

第22条、収穫契約の場合、且つ契約の期間中、農林労働の季節の変動に及ぶ契約とする。

1974年2月12日付。予つて外 予つて3,626号。 (官報公報, 1974年2月14日)

1973年6月8日付 法律第5,889号の施行規則。

共和国大統領は憲法第81条により、予つて此の権限を行使し、1973年6月8日付法律第5,889号に於て次の決定を行使す。

第1条、若し社会保障省大臣が署名した1973年6月8日付法律第5,889号により、設けられた何れも及び団体の農林若し肉類にかゝる基準の適用に於て別添の施行規則を承認す。

第2条、本法の公布の日より、有効とし、之に及ぶ事項を無効とする。

予つて44号, 1974年2月12日 独立大臣 伊藤、共和国第86号

工部省・農林省・林業省、 予つて11号・ハコフ。

何れも及び団体の農林若し肉類に於ける規則

第1条、本施行規則は、1973年6月8日付法律第5,889号に於て設けられた何れも及び団体の農林若し肉類にかゝる基準の適用を規制するものとする。

第2条、本施行規則の効果上、農林若し肉類に於て、土地所有の存在にかゝらず、恒常的又は一時的に、直接又は間接に及ぶ農業者の協力により、農業経済活動を行つた何れも及び法人を以て

第1項、取業として、習慣的かつ永続的負担を担ひ、他者のために新用した農業活動を行つた何れも及び法人は、在用途に同等に見做す。

第2項、単独又は複数の企業が、独立して何れも及び法人形態を有する他の企業の指揮下又は監督下にあり、農林の経営又は金融グループの一員とする場合は、在用途にかゝる義務に於て連帯の責任を担ふ。

第3項、本条に規定する活動の中には農林の工業活動も含まれる。

第4項、前項にかゝる農林に於ける工業活動は、農産物の特性を变化せしめ、自然の形態の維持を妨げること例として、以下の場合に適用される。

I. 既に又は工業的段階に於て、農産物及び動植物の原料の精製又は最初の調整。

II. 前項にかゝる自然の林産物の調整によつて得られた副産物の利用。

第5項、第3項の目的を以て、農産物の最初の加工の場合に、その本質を變へ原料としての条件

と大分お世話なは者様と共々考へて置かす。

第3条 農林の被雇用者には、各地の農地内に於いて、農林雇用主の下に給料の支給を受け得ることを、
又臨時的不規則の被給料を提供することとする。

第4条 農林労働肉休に於いては、1943年5月1日付のテウイホウイチ第5462号及ウチノ一部変更にて設置
された労働法に於いての次の条項が適用される。第4, 6, 8~10, 13~19, 21, 25~29,
31~34, 36~44, 48~50, 62 (b)項, 67~70, 74, 76, 78~79, 83, 84, 86,
116~118, 124, 126, 129~133, 134-a, c, d, e 及 f 項, 135~142, 143 第項,
144, 147, 359, 366, 372, 377, 379, 387~396, 399, 402, 403, 405 及ウ
同等5項, 407~410, 414~427, 437, 439, 441~457, 458 及同等2項,
459~479, 480 及ウ同等1項, 481~487, 489~504, 511~535, 537~552,
553 及ウ同等 b, c, d, 及ウ e 及ウ 1項, 2項, 554~562, 564~566, 570, 601~603,
605~629, 630 及ウ同等1, 2, 3, 4, 5, 7 及 8 項, 631~685, 687~690, 693, 694,
696, 697, 699~702, 707~721, 722 及ウ同等 b, c, 1, 2, 3 項, 723~725, 729~
733, 735~754, 763~794。

第5条 同様にして次の法律が適用を受ける。

I. 1949年8月12日付のテウイホウイチ第27048号に於いて承認された1949年1月5日付法律第
605号の施行細則の次の条項, 第1, 2 及ウ a, 4, 5, (これは1966年12月
27日付のテウイホウイチ第86号に於いて修正された), 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13,
14, 15, 16

II. 1965年11月3日付のテウイホウイチ第57155号に於いて承認を受けた, 1965年8月12日付法律第
4749号に於いて, 一部変更された1962年6月13日付法律第4090号の施行細則の
次の条項, 第1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 条。

III. 1965年12月16日付法律第4903号に於いて, 一部変更された1965年7月13日付法律第
4725号の次の条項, 1, 2, 3, 6, 11, 12

IV. 1966年8月22日付のテウイホウイチ第17号の条項を含む, 1966年7月29日付のテウイホウ
イチ第15号第1, 2, 3, 5, 7, 8, 9, 及ウ10条。

第5条 但し又団体の労働契約に於いては、各地の習慣に従って、最初の開始時間と終了時間

E. 決定する。 同時間は1日8時間を超過するべからず。

第1項 11か月の労働の機会に於いて、その6時間以上連続する場合は、地元の習慣に等しいとして、中途に最低1時間の休憩又は食事時間を付するべしと裁捨する。

第2項 休憩時間又は食事時間の労働時間の中に計算するべし。

第6条 1日の仕事と翌日の仕事との間には最低限連続して11時間の休息時間を置かなければならぬ。

第7条 在野に就業する協定又は団体契約に連して、1日の労働時間以前項の規定に従い、その労働時間の超過の範囲で延長するべからず。

第1項 労使の協定又は団体契約に於いて、その労働時間の20%割増しの超過勤務に對する全額を合意するべし。

第2項 何れかの協定又は団体契約に於いて、1週間の通常労働時間の超過の範囲で、1日の超過勤務時間を他の日の時間短縮によつて補填する場合は、給料の割増しに對する裁捨は免除する。

第8条 1日の労働時間は仕事の内容が延期出来ぬものの場合、又は不可抗力の場合、その労働時間の法定限度又は協定限度を超過するべからず。

第1項 殊に是の勤務時間の超過に於いて協定又は団体契約にかゝるべき要求するべからずが、事後10日以内の地域労働基準局へ通知せねばならず、又その通告は別に2ヶ月以内の監督官の立証を要するべし。

第2項 不可抗力による勤務時間の超過の場合、超過勤務分の報酬は通常賃金に於いては例として相つてはならず、殊に是の超過勤務に不可抗力以外の場合、時間の超過分の報酬は少なくとも通常賃金の25%以上とし、その労働時間は2時間を超すべからず。

第9条 同様にして、事故もしくは不可抗力によつて中断した時間の補填するべし、1日の労働時間は10時間を超過する限りに於いて、毎年の期間中、法定限度又は協定限度の最高を時間として延長するべし。

第10条 本条にかゝる労働時間の延長は、労働者の同意を要するべしと条件とし、年毎に5日以内を超過するべし。

第10条 連続する業務に於いて、最初の業務と其の業務との間の中断時間は労働時間の間に

は計算が中在、二の二は労働手帳に明記が中在、

第11条 連続性の労働は、その仕事の内容上1日に2回又はそれ以上区切りに行われるものとする。但し、一つの業務と他の業務との間、中断期間が最少限の時間であるときは条件とする。

第11条 夜間勤務の報酬は1日の通常の報酬の25%増とする。

第11条 本条の効果がある夜間勤務は、就業規則により1日間の21時から翌朝の5時までの間、就業規則により20時から4時までの間とする。

第12条 18才以下の未成年者は夜間勤務を禁じられる。

第13条 12才以下の未成年者は11か所を労働を禁じられる。

第14条 労働時間、夜間勤務、未成年労働、及びそれ以外の労働にか、その他の事項は、在国労働法の規定が在国主として適用される。若し労働者の福利に非して通用する。

第15条 16才以上の被雇用者の成人に付する地域別最低給料が保証される。

第15条 16才以下の未成年被雇用者は成人に付する地域別最低給料の半額の給料が支給される。

第16条 法の決定又は裁判上の決定の場合のほか、次の事項の給料の差引は禁止される。

I. 住居費及び地域別最低給料の20%増とする

II. 食費及び地域別最低給料の25%増とする

III. 現金以外の前渡金。

第17条 前条のI、II及びIII項は、労働者の同意と失業し、その理由の場合給料の差引は認められず。

第18条 本条が1項の目的のため、住居及び、各地域の特種な条件に付し、地方別労働基準局が認定する住居上保護上の条件を備えたものに在国主として提供可能な住宅を指す。

第19条 同一親族の一人以上の労働者の居住する場合、差引がなされる賃金は同居者の数に比例して割られる。

第19条 11か所の場合には、その賃金の同額の差引は禁じられる。

第20条 労働契約の終了又は解除の場合、在国主として、提供可能な住居は30日以内に明瞭に存在するもの。

第21条 労働者又は労働者の呼称を有する労働者は、労働契約の終了後、労働者の提供し得る労働者の福利に非して。

事項： 収穫契約のときは契約期間が農業活動の季節性に基づき変動するものとし、慣行耕地
の水灌漑の期間通常行われる作業を指す。

第20条 規則第4条(収穫契約の終了の場合)に用い主たる契約者に対し、義務期間の補償として、翌年
1月1日、または1月の労働日数14日以上の場合は1月1日、月当り給料の1/2に相当する金額
を支拂う。

第21条 期限が是より短く11月1日契約におい、正当な理由なく労働契約を破棄しようとする側は、相対的に
対し、最少限の期間以前にそのことを予告しなくてはならない。

I. 週給又は月給以下の給料支払形態の場合、8日間

II 15日給又は月給の場合、前者は義務期間が12ヶ月以上の場合は30日間

第22条 契約破棄に適用主例によつて行われる場合、従業者側は、その予告期間中、給料全額に影響を
受けることなし、休業のときは、一週間の毎、1日の休暇権利を享有

第23条 1971年5月25日付補正令第11号の施行細則によつて労務担当者に与えられる完全
年金制度は当該労働者の解消も受ける権利、又解雇の正当な理由にもならない。

事項： 労働社会保障庁による行政審査の結果によつて、地方労働基準局の責任下にあり要する医師の証明
による老年、疾病又は傷害による全面的、恒久的な能力は労働契約の解消の正当な理由となる。

第24条 1971年4月15日付省令第166号に規定するシニヤトの加入及び各組合。これは
是れ農林在園主及び従業者に共に適用する

第25条 従業者の責任下で行われる補助的作業や園作(二次作物)に、雇用主は、その利益となる
ものとして、別途の契約物件とする。

事項： 本条の場合(収穫人未雇用)は、そのための費用は常に雇用主の責任とする。

事項： 農林従業者の報酬に在る年功収入は、現金とし現物とし、1歳未満の年齢当該従業者の
給収×α中の最低給収分の1部を以て計算されるものとする。

第26条 11か所の労働者の労働者2650名以上と常に雇用する農業者の場合、その子弟用として児童
40人を一組とする教室を備えた小学校を持つこと義務とする。

第27条 農林労働者に保証された権利の所効は、労働契約の解消又は終了の2年後より発生する。

事項 18才以下の未成年に、これら11か所の所効が発生しない。

第28条 労働社会保障大臣は、農林労働の場合におい、自ら相対する労働者及び経営者の規程を布告し、
改定する。

29条 本法の規定及び労働法令の規定の中から第1、4、14、17、18、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、904、905、906、907、908、909、910、911、912、913、914、915、916、917、918、919、920、921、922、923、924、925、926、927、928、929、930、931、932、933、934、935、936、937、938、939、940、941、942、943、944、945、946、947、948、949、950、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、980、981、982、983、984、985、986、987、988、989、990、991、992、993、994、995、996、997、998、999、1000

刑項、 従業員の登用を行わぬ場合、又は労働法令が42条に定むる形に於て、当分の限印を
得るに於て登用を拒否する場合は、不規則に登用したるに従業員1名毎、地域最低給料
1ヶ月分の罰金を課せらる。

刑項 始末に違反し犯罪者の場合、本条に定むる罰金に地方最低給料の4倍を附加せらる。

刑項 罰則に於て労働法令中他の規定に従い、労働社会保険者等と同一とす。

30条 刑務所監査員又は地方法院所部内代表陪審員の職務に正当な理由なく拒否せらるる
取業部内の代表とす権利を2年~5年間に停止せらるる。前条に定むる罰金を課せらる。

シユ-11万、バラ-7、

社会保障局 報告書 (1979年6月6日付)

30、 農林労働者法 31 及び 35 の場合を除くは PRORURAL (農林労働者法 30 の場合
1979年1月24日付テケル外 83.080、労働部 及び 1979年1月24日付テケル外 83.081 第16項
第18条) の受益者である。

30.1 農林労働者法 31 の場合の短期の報酬にも、これと同等の待遇に於て、農林労働者に提供
せらるる(1977年5月25日付省令第11号 第3条第1項)

30.2 1974年2月12日付テケル外 73.626号に於ては別又は団体の農林労働者法の施行細
則に於ては「農林労働者の農林又は農場に於て、その命に依り、給料を領取せら
るる臨時に於ては後給を提供するべきもの」と定むるは「農林労働者の報告者」に
於て PRORURAL の受益者とは限らる。上記の「農林労働者」が 30.1 に定むる「農林労働
者」ではないものである。
(注: 労働社会保険局長)

31、 農場に勤務するにも此農林労働者法に於ては労働者法 CLPS の制度に合する。
例として農林労働者の従業員として大工、塗装工、車務員、炊事係、女中等の者に該当する。

31.1 同様に CLPS 制度に加入し、PRORURAL に登録された者には次のとおり。

- a) 農業企業又はその者に農務関係の業務を提供する企業に勤務する最高年齢の従業員
- b) 農場の事務所又は (a) に属する企業に勤務する従業員。

31.1.1 31.1 にあつては従来は次のとおり。

- a) 農村地帯に在る商店又は事務所を勤務する者 ~ CLPS
- b) 1972年1月11日付テロワテ 69.919号によつて改定された PRORURAL の施行規則の初めに添付した 72年1月12日以降農村に勤務する者 ~ PRORURAL

31.1.1.1 1972年1月12日以前、31.1 (b) にあつては従来は FUNRURAL に加入していた。

31.2 運搬免許をもつ自動車又はトラクタの運転手、習慣的に同職業を続けた者、農村雇員又は農村企業に業務を提供する場合にも、それぞれに被雇用者又は独立した労働者として認められ CLPS に加入する (1953年3月17日付法律第1824号)

32. 在田間休みの取、他人又は家族と共に、又は労働制度の習慣的に職業として農業に従事し、当局に登録した者には PRORURAL の受益者である。

32.1 但し、1972年12月5日付、テロワテ 71.488号が有効となつた 72年12月6日現在、独立した労働者として INPS に正規に登録した者、以後保険料を納入して来ない者、従来 CLPS 制度に加入しなかった者である。

32.2 1978年4月13日付、テロワテ 81.563号に於ては次の者も PRORURAL の受益者となる条件に入る。

- a) 甲類採集人、海草や蟹の採集人、海や川や湖に於いて、漁船を用いず、水中又は海面上に於いて動物又は植物の捕獲又は採集を行つた者
- b) 自己もしくはその者の所有物で漁船を用いずして

33. 独立した完全な採集人、すなわち他人の自己の負担の全くない、安全、金銭を採集者の 1967年2月28日付、テロワテ 67.227号 71.72 及び 73 条にもつて連邦収税当局に登録され、1967年3月14日付、テロワテ 67.318号 2条によつて報酬を得る者には PRORURAL の受益者である。

33.1 1975年1月10日付、テロワテ 75.208号が添付した 75年1月10日現在独立労働者として INPS に正式に登録した者、以後社会保険料を納入して来ない者、被保険者として資格を CLPS 制度への加入が認められる。

34. 農地内の共同施設・通帯の生産性持ち、賦課し、賦課を行つたレニが工場従業員
CLPSの制度に含まれる。

34.1 但し農地内に設置したレニが工場に初歩的存在加算によつてはPRORURALの
制度下にある

35. 農業者の資格で農林団体の役員に選出されたものは、その任期中就任前に所属して
社会保険への加入が継続される。

36. アグロインダストリー企業の農業部門に勤務する従業員の社会保険制度は、法律が次に基
づくが、次の様に要的とする。

a) 農林労働者規定(ETR)が発効した前日1963年6月15日までの従業員は、旧IAP
に加入される。

b) 1963年6月16日以降 FUNRURALに加入するようになる。

c) 1969年7月24日 テクニク・レイオ 704 が発効して 69年8月10日以降、INPSに加入
但し、特殊農業部門に在り、工業部門に用いられた原料の生産のみに従事する農業部門の者は、

a) 1969年8月10日以降設立された企業の農業部門は PRORURAL (1972年1月11日付テクニ
ク 69.9.9号) の施行細則が発効して 72年1月12日以降、INPSに加入する。

e) 1973年10月30日付補定令第16号が発効して 74年1月10日以降、農林労働者法36.1条
b及wの項の場合を除き PRORURALに復帰する。

f) 収穫作業業者及び工業原料として用いられた原料を加工して生産する農林部門の従業員
は、11号の場合を除き PRORURALの受益者となる。

36.1. 上記aまたはCLPS制度への加入が継続される

a) 旧IAPに保険料を納められたものは、63年6月16日より69年7月31日まで、INPS
へ保険料を納入する。

b) 上記cの場合、1971年5月25日付補定令第11号が発効して 71年5月26日以降、INPS
に在り社会保険料を納付する義務がなくなる。

c) 1974年1月10日以降、農業、工業、商業部門に、已別なく従事し提供したるアグ
ロインダストリー及び農業企業従業員。

36.2 従つて74年1月10日以降 36.1 b項及びc項を除くアグロインダストリー及び農業企業、商業部門に

何く従業員は PROPRAL の 受益者 となる。

36.3 1967年8月10日、73年12月31日、農業部門のすべての従業員は INPS に加入した。

I. この期間に、この保険料を支払った義務

II. この利益は、この受益者の権利を保護した

a) 1973年12月31日迄に支払ったすべての恩恵

b) 1973年12月31日以前に申請された場合でも、同日以前に発生した

土地、年金、葬儀基金、出立援助、

c) 恩恵受給者で、死亡した被保険者は、この年金。

